

目 次

令和3年12月3日（金曜日）

議事日程（第2号）

開議（午前9時30分）	
休憩（午前9時30分）	4 2
再開（午前9時50分）	4 2
開議（午前9時50分）	4 3
付託議案について各常任委員会の審査結果報告	4 3
（総務建設常任委員会）	4 3
（教育民生常任委員会）	4 5
委員長報告に対する質疑	4 7
（総務建設常任委員会）	4 7
（教育民生常任委員会）	4 7
一般質問	4 8
7番（濱野良一君）	4 8
2番（鈴木美香君）	5 7
休憩（午前11時04分）	6 5
再開（午前11時15分）	6 5
11番（木場隆司君）	6 5
4番（三木俊明君）	6 9
動議	7 7
休憩（午前11時56分）	7 7
再開（午前11時58分）	7 8
発言の取り消し	7 8
一般質問	7 8
8番（福本耕太君）	7 8
休憩（午後0時35分）	8 9
再開（午後0時40分）	9 0
討論、採決（議案第1号～議案第13号）	9 0
議員の派遣	1 0 1
閉会中の継続調査申出	1 0 1
閉会（午後1時00分）	1 0 1

令和3年12月3日（金曜日）午前9時30分 開 議

1、 出席議員

1 番（茂木邦夫君）	2 番（鈴木美香君）	3 番（福本達雄君）
4 番（三木俊明君）	7 番（濱野良一君）	8 番（福本耕太君）
9 番（川本貴也君）	10 番（井上正清君）	11 番（木場隆司君）
12 番（高橋正博君）		

2、 欠席議員 なし

3、 欠員 なし

地方自治法第121条による出席者

町 長（三枝邦彦）	教 育 長（下地芳文）
参事兼企画財政課長（鳥井基史）	総 務 課 長（笹山恵子）
出納室兼税務課長（宮原正行）	健康福祉課長（奥村 忠）
住民環境課長（堀 康晴）	建 設 課 長（濱口浩司）
農林水産課長（石床勝則）	商工観光課長（蓮池幹生）
教育総務課長（佐伯浩二）	生涯学習課長（三木新治）
総務課課長補佐（山本詳司）	企画財政課課長補佐（中村友幸）

議会事務局職員

議会事務局長（渡辺志保）	書記（三浦博樹）
--------------	----------

議事日程 第2号

別紙のとおり

令和3年12月土庄町議会定例会議事日程（第2号）

令和3年12月3日(金曜日)午前9時30分 開議

- 第 1 付託議案について各常任委員会の審査結果報告（総務建設常任委員会、教育民生常任委員会）
- 第 2 一般質問
- 第 3 議案第1号 令和3年度土庄町一般会計補正予算（第3号）
- 第 4 議案第2号 令和3年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 5 議案第3号 令和3年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 6 議案第4号 令和3年度土庄町福祉サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 7 議案第6号 土庄町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第7号 土庄町公共下水道条例
- 第 9 議案第8号 土庄町都市下水路条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第9号 土庄町公民館使用料条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第10号 土庄町働く婦人の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第11号 土庄町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第12号 工事請負契約の締結について
- 第14 議案第13号 令和3年度土庄町一般会計補正予算（第4号）
- 第15 議員の派遣について
- 第16 閉会中の継続調査申出について

休憩

○議長（高橋正博君）

定刻になりましたので開会はいたしますが、ただ今地震がありましたので、調査をしないといけないということで、暫時休憩といたします。しばらく、お待ちください。

休 憩 午前 9 時 30 分

再 開 午前 9 時 50 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 1 2 1 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（高橋正博君）

再開いたします。

○議長（高橋正博君）

本日は、ご多忙のところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症防止のため、議場内でのマスクの着用、咳エチケットにご協力をお願いいたします。なお、発言の際にはマスク着用のまま、ゆっくりと明瞭に発言していただきますようお願いいたします。

また、本議場は換気システムが作動しておりますが、約 1 時間を目途に休憩を取ることにいたします。ご協力をお願いいたします。

また、傍聴席の皆さまに申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードにさせていただきますようお願い申し上げます。

開議

○議長（高橋正博君）

ただ今の出席議員は 10 名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

付託議案について各常任委員会の審査結果報告

○議長（高橋正博君）

これより、本日の日程に入ります。

日程第 1、付託議案について各常任委員会の審査結果報告を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

○議長（高橋正博君）

総務建設常任委員長 三木俊明君。

○総務建設常任委員長（三木俊明君）

おはようございます。

突然の地震でびっくりしましたが、委員長報告を行います。

当委員会に付託されました各会計補正予算、条例関係等議案について、11 月 30 日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その結果について、所管ごとに要点を報告させていただきます。

まず初めに、総務課より議案第 1 号の所管部分について、令和 3 年人事院勧告を受けて、議員の期末手当を 88 万 3 千円減額し、特別職及び一般職についても同様に期末手当を減額するとともに、人員配置の変更に伴う減額も合わせて、人件費、合計 2038 万円を減額する説明がありました。

次に、土庄高校 3 号館校舎改修事業 1811 万 2 千円について、実施設計に伴い、内容を精査した後に、将来的な財政負担を考慮した上で、工事費を増額するとの説明がありました。財源として過疎債 1500 万円を充当することです。

消防団施設維持管理費の消火栓維持管理負担金 550 万 9 千円は、工事修繕が必要な消火栓が見込みより 5 カ所増加したため、増額補正を行うものです。財源として、県補助金、移転補償料が充当されます。

次に、議案第 2 号から議案第 4 号までは、人員配置の変更及び人事院勧告に伴う人件費の補正となり、議案第 2 号の国民健康保険事業特別会計については

人件費 212 万 6 千円を減額、議案第 3 号の介護保険事業特別会計については、同じく人件費 388 万 3 千円を増額、議案第 4 号の福祉サービス事業特別会計については人件費 576 万 3 千円を減額するとの説明がありました。

次に、企画財政課より、議案第 1 号の所管部分について、離島振興事業は、新型コロナウイルス感染症拡大による離島甲子園開催中止に伴い、開催負担金 4409 万 2 千円を皆減するとの説明がありました。

ふるさと納税推進事業 1 億 128 万 7 千円は、寄付見込額を約 3 億 1 千万円に増額することに伴う必要経費及び寄附金の基金積立金を増額補正するものでございます。

また、歳入において、国県支出金などの特定財源を除いた一般財源所要額 3450 万 1 千円を財政調整基金繰入金の減額により調整しているとの説明がございました。

次に、建設課より、議案第 1 号の所管部分について、道路橋りょう費 461 万 5 千円は、町道 3 路線の修繕、2 路線の舗装修繕工事を行うと説明がありました。

また、河川費 26 万 4 千円は、1 施設の水路修繕を行うものでございます。

議案第 7 号については、土庄町で設置及び管理する公共下水道に関して必要な事項を定めるための条例を制定するもの。また、議案第 8 号は、議案第 7 号の条例制定に伴い、土庄町都市下水道条例の一部を改正するものと説明がございました。

議案第 12 号について、町道沖之島線道路整備工事（橋梁下部工）の請負契約を締結するものです。

委員から、議案第 12 号について、契約相手方に施工実績があるのかという質問があり、入札参加資格の要件に施工実績を設定しているので、必要な施工実績を有しているとの回答がございました。

次に、農林水産課より、議案第 1 号の所管部分について、農業振興費は、オリーブ生産拡大加速化支援事業に 165 万 5 千円、新種オリーブ苗木の購入助成金として 9 万円、新規就農者サポート事業に 48 万 8 千円を増額する一方、農産物の海上輸送費支援において、不要分 212 万 1 千円を減額したとの説明がございました。

また、漁港維持管理費 109 万 6 千円は、見目漁港護岸において、石積が崩れており、修繕を行うものとのことです。

災害復旧費は、台風 9 号により漁港内に漂着した流木等を、地元関係者に清掃していただいたものの処分費 30 万 7 千円を計上するとのことです。

委員から、オリーブ苗木の購入助成について質問があり、県が開発した新種オリーブについて、苗木の購入額の半分を助成するとの回答がございました。

次に、商工観光課より、議案第 1 号の所管部分について、新型コロナウイルス

ス感染症対策営業継続応援金事業 2437 万 2 千円は、コロナ禍で大きな影響を受けた町内事業者を支援するものである。支給額は、売り上げ減少率が 50%以上の事業者に上限 20 万円、減少率 30%以上 50%未満の事業者に上限 15 万円を支給するとのこと。

また、瀬戸内国際芸術祭事業 1486 万 8 千円は、来年の開催に向けて、ガイドブックの作成やコシノジュンコ氏の作品制作費、案内所運営経費であるとの説明がございました。

委員から、コシノジュンコ氏の作品制作について、町単独で負担している理由についての質問がございました。公募外の作品として毎回土庄町がお願いをして設置しているものであるためとの回答がございました。

次に、議会事務局より、議案第 1 号の所管部分について、議会運営費の 15 万 2 千円は、議員辞職に伴う議場名札の差し替え及び新議場への移転に伴い必要となったマイクの台座などの消耗品を増額補正するものでございます。

また、議会活性化事業については、タブレットの通信プランの変更により、通信料が増額となった一方で、タブレットの購入費用が当初の見込みより減額となったため、118 万 4 千円を減額すると説明がありました。

以上、各課から報告を受け、審査した結果、委員から、議案第 1 号の総務課所管部分と商工観光課所管部分、及び議案第 2 号、議案第 3 号、議案第 4 号について反対がありましたが、採決を行い、賛成多数により、本委員会として、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で総務建設常任委員会へ付託されました審査内容の報告を終わります。

○議長（高橋正博君）

教育民生常任委員長 木場隆司君。

○教育民生常任委員長（木場隆司君）

おはようございます。

当委員会に付託されました各会計補正予算及び条例議案について、11 月 30 日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その結果について、所管課ごとに要点を報告いたします。

まず、教育総務課より、議案第 1 号の所管部分について、公立認定こども園維持管理費 10 万 6 千円は、大部こども園園庭の木製フェンスの更新整備に要するものと説明がありました。

また、教育振興事業のうち、備品購入費 45 万円は、国の補助金を活用して、新型コロナウイルス感染症対策のための備品を購入するもの、負担金補助及び交付金 28 万 1 千円は、9 月に予定していた土庄、豊島両中学校の修学旅行キャンセル料です。

また、小・中学校の修繕に要する経費として、土庄小学校の消防用設備の修繕 48 万 6 千円、土庄中学校体育館の電源絶縁不良等の修繕 167 万 8 千円を増額補正すると説明がありました。

次に、生涯学習課より、議案第 1 号の所管部分について、高齢者福祉事務費 35 万円及び働く婦人の家運営事業 150 万円は総合福祉会館の財産処分に係る国庫補助金返還金で、財源としては総合福祉会館使用料を充当すると説明がありました。なお、商工会への貸付期間が延びた場合は、再度返還金が必要になるとのことです。

また、放課後子ども教室事業の 39 万 2 千円は、新型コロナウイルス感染症対策として、開室前後の清掃等を徹底するため、協働活動支援員への謝礼を増額補正するとのことです。

また、離島甲子園が中止になったため、開催に係る備品や整地修繕などの費用 217 万 6 千円を減額すると説明がありました。

次に、議案第 9 号は、中央公民館利用の利便性向上のため、室名の変更と使用料を改正する。議案第 10 号及び議案第 11 号については、土庄町働く婦人の家、土庄町老人福祉センターの運用の変更に伴い、使用できる部屋について一部改正すると説明がありました。

委員より、商工会が総合福祉会館に移転になった理由について質問があり、移転候補地の中でセキュリティ等の観点から総合福祉会館になったと説明がありました。また、商工会への貸付期間についての質問があり、話の中では 5 年で使用すると聞いているが、実際に 5 年より長くなるか短くなるかは、今の段階では未定であると回答がありました。

次に、健康福祉課より、議案第 1 号の所管部分のうち、児童手当支給事業の増額補正 181 万 8 千円は、児童手当の現況届の届出義務廃止及び所得上限額の創設に伴うシステム改修に要するもので、特定財源として全額、国庫負担金を充当すると説明がありました。

また、新型コロナウイルスワクチン予防接種事業 3711 万 4 千円の増額は、3 回目の追加接種に係る経費で、2 回目接種を終えてから 8 カ月を経過した人のうち、希望する 18 歳以上を対象に追加接種を行うもので、財源としては国庫補助金と国庫負担金、ワクチン接種費を充当する。対象者は、1 万人程度と見込んでおり、一般の個別接種は 2 月からの予定との説明がありました。

次に、議案第 6 号 土庄町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、出産育児一時金のうち、出産育児一時金分と産科医療補償制度掛金分の比率を変更しようとするものと説明がありました。

次に、議案第 13 号について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援する取り組みとして、子育て世帯へ臨時特別給付金として児童一

人当たり 5 万円を支給するもので、8312 万 9 千円が計上されました。年内に給付を開始できるよう進めたいとのことでした。

委員から、子育て世帯への臨時特別給付金の支給要件に、町税を完納している者等の町独自の制限を設けるかとの質問があり、執行部から、国の制度どおりであり、町独自の制限を設ける予定はないとの回答がありました。

続いて、住民環境課の議案第 1 号の所管部分について、猫不妊・去勢手術費助成事業は、申請のあった 2 件分の補助金を追加するものです。また、斎場での燃料費について価格上昇のため 37 万円を増額補正すると説明がありました。塵芥処理事業のシルバー人材センター委託料については、事故防止安全対策のために 2 人一組体制を実施したことによる予算不足額 209 万 6 千円を増額補正するものと説明がありました。

以上、当委員会へ付託されました議案については、審査の結果、全ての案件について原案のとおり可決すべきと決しました。

以上で、教育民生常任委員会の報告を終わります。

○議長（高橋正博君）

これもちまして、各常任委員会の審査結果報告を終わります。

委員長報告に対する質疑

○議長（高橋正博君）

これより、各常任委員長より報告のありました件を議題といたします。

総務建設常任委員長の報告について、質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

ないようでございますので、総務建設常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（高橋正博君）

教育民生常任委員長の報告について、質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

ないようでございますので、教育民生常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

一般質問

○議長（高橋正博君）

日程第2、一般質問を行います。

なお、答弁につきましては簡潔・明瞭に答弁いただきますようよろしくお願いいたします。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

○議長（高橋正博君）

7番 濱野良一君。

○7番（濱野良一君）

おはようございます。

7番濱野でございます。本日、通告書のとおり議長の許可を得ましたので、2点について一般質問させていただきたいというふうに思います。

まず1点目、GIGAスクールの現状と今後の対応や方針についてであります。

今年度よりGIGAスクールとして、一人一台のタブレットでの授業が始まりました。GIGAスクール構想は、文部科学省が2019年に提唱した教育改革案で、当初は5カ年計画でありました。ところが、新型コロナウイルスの感染が広がり、多くの学校が臨時休校となるなど、教育現場におけるICT導入の必然性が急激に高まり、実施が2020年度中へと大幅に前倒しされ、現場は対応に追われたと思っております。

GIGAスクールの構想の目的とは、ICTを活用した教育を実施することにより、情報を知識として活用し、課題を見つけて解決できるようにし、予測不可能な社会を自立的に生きる力を身につけさせる。

GIGAスクール構想により全国的なICT化が推進されることにより、過疎地や離島といった教育環境が整いにくい地域に居住する子どもなど、すべての子どもたちを取り残さず、居住場所やインフラ格差等による教育格差の解消ができる。

また近年、教育の長時間労働や労働環境の改善等が問題となり、教員の「働き方改革」が叫ばれるようになりました。そこで、教員がICTを活用することで、授業の事前準備やテストの採点、成績処理などを効率化できるほか、保護者を対象としたイベントの出欠確認、時数管理といった教務系業務、子どもの出席確認や健康データ管理といった保健管理系の業務まで、さまざまな業務をデジタルで管理できるようになり、配布するプリントを印刷する頻度も減らせ、効率化を進めることで長時間労働の抑制が期待でき、教員の業務負担の軽減となるというふうにされております。

現在、まだ少しの時間ではございますけれども、導入し、また先般は、豊島小・中学校でのアンケートも取られたというふうに聞いております。現在の状況はいかがでしょうか。

○議長（高橋正博君）

教育総務課長 佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

それでは、濱野議員のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、今年度から小・中学校でタブレット端末の活用が始まりましたが、各学年、各教科において幅広く授業に利用され、ICT 支援員のサポートを受けながら積極的な利活用がなされていると考えております。

例えば、小学校低学年では自分のノートを写真に撮って先生に送信し、大型テレビに全員のノートを映して見比べたり、屋外での活動では花や虫を写真に撮って画像をタブレットに集め、自分のお気に入りの写真集を作ったりしています。

また、高学年や中学校ではタブレットの検索機能などを活用し、グループ学習での課題調査や意見交換、発表を行うなど学年に応じたさまざまな工夫がなされています。

一方、屋外で使用したとき不注意にタブレットを落として破損するという事例もありました。今後はタブレットを「上手に使う」ということと同時に「大切に扱う」ということについても、日常的に児童生徒を指導するよう先生方にはお願いをしているところです。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

濱野良一君。

○7番（濱野良一君）

ただ今のご答弁で、思ったよりも活用されてるんだなというふうなことを感じさせていただきました。

ただ今回、今後を考えますとタブレットによるリモート授業への取り組みも考える必要があるのではないかなというふうに思います。将来的には家庭へ持ち帰っての作業も出てくると思われます。その際に、ネット環境やその費用、また保護者によるタブレットの管理ができないというふうな問題も考えられると思われます。これからの話にはなりますけれども、リモート授業等々、また家庭に持ち帰ってのタブレットの活用等は考えられておるのでしょうか。

○議長（高橋正博君）

教育総務課長 佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

タブレット端末の家庭への持ち帰りについては、全国的なデジタル化の方向

性を認識しつつも、さまざまな課題の検討が必要と考えております。

まず、危惧する点としては「各家庭での通信環境が異なるということ」、また、「学習以外の目的外使用への対策」、それから「破損や紛失などの場合の費用負担をどのようにしていくか」など、さまざまな課題があります。

そのようなことから濱野議員、先ほど申しましたように、今年度、豊島中学校の希望する生徒を対象に、夏休みの間、家庭にタブレットを持ち帰り、AIドリルを活用する実証事業を行いました。

そのアンケート結果では、保護者からの意見として、「時代に相応した学習方法である」という肯定的な意見の一方、「ネット社会の利用モラルについて重点的な教育が必要ではないか」とか「チャット機能を使ったいじめなど、タブレットの利用に不安がある」などの意見がありました。

このようなことから今後においても、引き続き児童生徒への情報モラルについての教育、指導を行うとともに、各家庭でのタブレット利用等のルール作りを進めるなど、保護者の理解と協力を得ることを基本として、学校と連携しながらタブレットのより良い活用方法を検討していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

濱野良一君。

○7番（濱野良一君）

私もツールとしては、非常に便利なツールでございます。導入しているのですから、積極的な活用を推進するべきだというふうに考えます。ただ、今、答弁もございましたように、使用に関しては、やっぱりモラルとか、特に日本で言われる道德の部分も大きいのではないかなというふうに思います。ぜひ、そのあたりも併せて教育をしていただく。また、これは保護者の方にも理解をしていただかなければならないというふうに思いますので、丁寧な説明をお願いしたいなというふうに思います。

それと、私もう1点危惧するのはパソコン等々使いだしますと、書くことが非常に少なくなります。私も手紙を書くとか文字を書くときに、漢字が出てこないとか字が汚くなってきたなというふうな感じがいたします。

日本の、私は、非常に文化の素晴らしいということで、これだけ難しいカタカナ、漢字、ひらがな等々がある言語はそんなに類を見ないというふうに思いますし、それを利用することによって脳の活性化もしてるんじゃないかなと私は個人的に思っております。そういう部分におきましては、今後、手書きの機会が減るのではないかなという危惧もありますけども、そのあたりはどういうふうに考えられておりますでしょうか。

○議長（高橋正博君）

教育総務課長 佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

タブレットの活用につきましては、タブレットを取り入れた授業の活用から今、先生方にはいろいろ研究をしていただいております。そういう面も含めて、このタブレットについては、今すぐどうこうというのはなかなか難しいかと思っておりますので、やはり実証実験がある程度必要であったりとか、ある程度の期間が必要ではないかとは考えておりますので、今後は他市町の状況も踏まえながら、一番いい方法を考えていきたいと、そのように考えております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

濱野良一君。

○7番（濱野良一君）

まだまだ始まったばかりで問題はたくさんだと思いますけども、可能性は無限大に広がっているのではないかなと思います。国といたしましても、種々構想実現のための施策をやっているみたいでございませう。文部科学省を筆頭に取り組まれております。

子どもの学び、応援サイト、また補助金制度、GIGA スクールサポーター、配置支援事業等々、私が調べてもこのぐらひは出てまいります。たぶん、ほかにもたくさんあるのではないかなというふうに思いますし、そういう部分でも国、県と連携していただいて、ぜひ素晴らしいタブレットの授業ができるようにしていただきたいなというふうに思います。

続きまして、2点目の質問にまいります。

コロナ禍における各種制限による子どもたちの教育の影響についてでございます。

最初にマスク着用の影響についてお伺いいたします。

今回コロナという未知の感染症で、日々の生活と同時に、教育現場も大変混乱したと思われませう。そして感染症対策として大人から子どもまでマスク着用在り前になりました。しかし、マスク着用の弊害があると聞いております。特に低年齢の成長期において、言葉とともに表情で相手の感情等を感じるということでありませうけれども、マスクの着用で口元が見えず、表情が読み取れない。大人との会話のみならず、子供同士の交流においてもこの影響はあるようでありませう。

過去には、マスクを着用した体育の授業におきまして事故も起きたと報道がありました。マスク着用との因果関係は分からないとのことですが、可能性は否定できません。

このことについて、認識と対応をお伺いいたします。

○議長（高橋正博君）

教育総務課長 佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

それでは、濱野議員のご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対策として、マスクの着用はこども園や小・中学校では有効であり、基本的には屋外の場合を除き年齢に応じて、常時マスクの着用をお願いしているところです。

しかし、議員ご指摘のとおり、マスクの着用で相手の感情を学び取ることが難しかったり、口の動きが分からないことで、言語面での成長に懸念が残るといった場合があるかと思えます。

そのようなことから教育委員会としては、保護者を通じて、家庭内での対面のコミュニケーションをしっかりとっていただくようお願いしている一方、こども園や学校の先生方にも、相手の視点に立って考えるための指導や、いつも以上にボディランゲージを使ったコミュニケーションを試すなどして、子どもの教育、保育と感染対策のバランスを取りつつ、それぞれの現場で子どもの成長に影響及ぼさないよう教育・保育への配慮をお願いしているところです。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

濱野良一君。

○7番（濱野良一君）

先ほども申しましたけれども、体育の授業中に事故があったということでございます。長時間のマスク着用で、例えば息苦しいであるとか気分が悪くなるとかいうふうな症状が、例えば学校の現場ではあったでしょうか。お伺いいたします。

○議長（高橋正博君）

教育総務課長 佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

マスクの着用については、注意を払いながら当然、先生方にはお願いしているところなんですけれども、今のところ、集中力に欠けるとか頭がぼうつとするようなことで不調を訴えるというようなことは、そういうことがあったということは学校から、また園からも聞いてはおりません。以上です。

○議長（高橋正博君）

濱野良一君。

○7番（濱野良一君）

幸いそういうふうなことがないということで、たぶんしっかりと学校の現場、先生方も対応されてるんだなというふうに思います。ただ、やはり発言や会話

のない授業、特に少ない授業、先生の話聞くだけというところの授業もありますし、例えば、種々講演会等みたいなかたちの部分がありますけども、そういう場合でもマスクの着用は必要なのでしょうか。

私は、今の現状を鑑みると必要ないのではないかなというふうに考えております。また、発言者に関しましても、距離を置けばマスクの着用、またこういうアクリル板をすれば、マスクの着用も必要ないのではないかなというふうに思いますけども、今後どのように対応していくか、またそのような対応されるというふうなことは考えておられないでしょうか。

○議長（高橋正博君）

教育総務課長 佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

マスクの着用については、感染対策と教育の充実のバランス、ここがポイントになるかとは思いますが、先生方には一律にこうしてほしいということも大事なのですが、とにかく子どもたちの様子をまず見ながら、必要に応じて柔軟に対応していただくということをこちらからは指導しております。以上です。

○議長（高橋正博君）

濱野良一君。

○7番（濱野良一君）

なかなか未知のウイルスだというふうなことで、たぶんこれは5類にならないと、なかなか対応が決まらないのではないのかなというふうに私も個人的に思っておりますけれども、ぜひ柔軟な対応で必要のあるところ、必要のないところ等々考えて、やっていただけたらなというふうに思います。

次に、小学生への施設利用制限の影響についてお伺いいたします。

9月議会の一般質問で私と、また福本耕太議員とも併せて一般質問させていただきました。その際には施設の利用制限につきまして、早急に対応していただいたことは大変評価をしておるところでございます。

現在、皆さまもご承知のとおり小豆島におきましては8月末から感染者ゼロが続いております。そういうふうなことも鑑みまして、社会施設等の町有施設の利用に関しましては、特に制限をされずに継続が続いているというふうになっております。

ただ、また新しい新種株が発見されたとか、全国ではいろいろ多々ニュースが出ておりますけれども、今後島内で発症者が出た場合の対応は、どのように考えておられるでしょうか。

○議長（高橋正博君）

生涯学習課長 三木新治君。

○生涯学習課長（三木新治君）

濱野議員のご質問にお答えいたします。

現在、小豆郡内では令和3年8月30日以降、新型コロナウイルス感染者は確認されておりません。

社会教育施設などの利用制限については、国からの基本的対処方針、新型コロナウイルス感染症に対する香川県対処方針、町の新型コロナウイルス感染症に係る基本方針に従い、住民の安心と安全を最優先に考慮して、感染状況に応じて貸し出しの中止、一部制限など行ってまいりましたが、10月1日からは適切な感染防止対策を講じての通常利用となっております。

今後の対応としまして感染者が確認された場合、一律貸し出しの中止ではなく、その状況を判断しながら運動する場所や、スポーツ少年団等の練習場所の確保も必要になりますので、さらに感染防止対策を徹底しまして柔軟な対応をしていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

濱野良一君。

○7番（濱野良一君）

ありがとうございます。今後は柔軟な対応ということで当然、状況によってさまざまな対応があろうかというふうに思います。それをするためにも、種々情報の収集が一番大切ではないかなというふうに思います。どういう経路で感染するとか、かなりのところで分かってきているのではないかなというふうに思いますので、その点も併せてしっかりと情報収集もお願いしたいなというふうに思います。

関連するんでございますけれども、現在、小学校の施設に関しましては、開校当初から利用制限があり、そのことが少なからずも9月の一般質問につながったのではないかなというふうにも思っております。その際には、スポーツ少年団の練習場所が確保できないというふうな問題がありました。学校施設は使えるのであるが、練習場所がないというふうなことだったように私は記憶をしております。

また視点は違ってまいりますけれども、スポーツ少年団等への加入率の低さ、これも以前から指摘されておりますけれども、このことが一つの要因になっているのではないかなというふうに私は考えます。

今の現状では、学校内で同級生、また上級生、下級生等々が各種スポーツを行っている姿をほとんど見ることがないのではないかなと。体育の授業等ではありますけれども、例えばユニフォームを着て練習をしている姿等々見ることはないというふうに思います。このことがスポーツに対する関心を持つ機会を失っているのではないかなというふうに思いますし、例えば下級生であれば、上級生が素晴らしいプレーをするとか、「こんなことができるんだな」というふう

に見ることがスポーツに関心を持つきっかけになるというふうに私は考えております。

そういうふうなことを考えますと、今一度、小学校の施設の利用に関しまして、再考していただく場が必要ではないかなというふうに考えておりますけれども、この件に関してお伺いいたします。

○議長（高橋正博君）

教育総務課長 佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

それでは、濱野議員のご質問にお答えいたします。

小学校の施設で、学校教育以外の目的で使用を認めていないのは、土庄小学校となりますが、確かに土庄小学校の施設を社会体育施設として利用すれば、子どもたちのスポーツに親しむ気持ちの醸成につながるという考え方もあるかと思えます。しかし、学校現場での児童の安全・安心、また施設の管理等の問題を総合的に考えますと、やはり目的外使用は難しいのではないかと考えております。

特に、土庄小学校の施設は土庄中学校と違い、道路から奥まった所に立地しているため、運動場であっても施設内の様子が分かりにくく、不審者対策等への管理が難しい実情があります。また、体育館においては、校舎の2階廊下で接続されているため、学校としては一体の施設として現在、管理をしております。施設はしているものの渡り廊下から教室や職員室に侵入されるという懸念はどうしても残ります。

そのような理由から土庄小学校では、敷地をフェンスで囲い、防犯カメラ4台を設置してセキュリティー対策を行っております。体育館を社会体育施設に利用可能となれば、不特定多数の人の出入りも許され児童の安全・安心といった点ではやはり不安が残ります。

そのような意味からも教育委員会としては、結果的にはセキュリティーレベルを下げるような社会体育施設への利用は、やはり難しいのではないかと、このように考えております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

濱野良一君。

○7番（濱野良一君）

理由はもう、重々承知しております。ただ、一度も議論をせずに当初やったまんまで、そのまま継続するというのは、いささかどうなのかなというふうに思います。種々意見を聞きながら、例えば、できない理由を見つけるのではなくて、できない理由をどうやったら解決できるかというところまで、私は議論していただきたいなというふうに思います。大変な作業になるかもしれませんが

し、学校施設ということで、今後のことを考えると、いろいろと使用制限必要かなとも思いますけれども、本当にそれが子どもたちのためになるのかどうかというところ、今一度再考していただきたい。また、議論する場を持っていただきたいと、私は思っております。

そういう観点に関しまして、その結果決まったことに関しましては、また数年、5年、10年継続する必要があると思います。ただ、また10年後には、その状況は変わる可能性は十分ございます。また、生徒数がどうなっているかも分からないというふうに思います。また、その場その場でやっぱりそういうふうな議論をする必要があるのではないかなというふうに思います。

もう開校して6年がたったというふうに思っておるんですけども、今一度、もう一度そういうふうなことで、考える機会、場所をぜひ持っていただきたいというふうに思っておりますけれども、その件に関しましてはいかがでしょうか。

○議長（高橋正博君）

教育総務課長 佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

学校施設につきましては、権限は校長にあります。校長も教育委員会の意見を聞きながら、おそらくこういうことになると、許可するかどうかを決定するかとは思いますが、やはりその場で関係者と一緒に話し合いとか議論で決めていくっていうことは、なかなか難しいのではないかなとは思っております。そういう権限もありますので、ご意見をお伺いするということは当然できるかと思っておりますので、その意見を受けまして、また今後考えるということ是可以かなと思っております。以上です。

○議長（高橋正博君）

濱野良一君。

○7番（濱野良一君）

なかなか難しい問題だなというふうに思っておりますけれども、私は子ども目線と、それから地域の人目線として、学校は、私は「開かれた学校」であってほしいなというふうに思っております。防犯のことも言われておりましたけれども、私もPTAをしておったときに、池田小学校の事件がございました。ただ、そのときに全国では防犯の面で、入れないようにしてしまうと、学校自体に、というふうな施策が全国的にとられたというふうに思っておりますけれども、小豆島の学校でそういう施策がとれるはずもなく、逆に言えばもう入りたい放題であったというふうに思います。

ただ、逆に考えますと地域の方の顔は、先生方もすべて、近所の方の顔は見る、分かると思います。逆に防犯の面で、地域の方が学校にいるということは、先生の目の届かないところでも、そういうふうな地域の目の監視があると

いうふうに、私は、そのときは思っておりました。

逆に言えば、どんどん学校を利用していただいて、防犯の目ができるのではないかなというふうなことも考えたことがございます。

今、どういうふうになっているのか PTA を卒業して、随分たちますので分かりませんが、いろんな視点から、いろんな角度で議論することは必要でありますし、その結果に関しましては、重々、尊重しなければならないというふうに考えております。今後とも、いろんな議論をしていただきたいというふうなことを申し添えまして、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（高橋正博君）

2 番 鈴木美香君。

○2 番（鈴木美香君）

2 番、立憲民主党、鈴木美香です。今日は 3 つ質問させていただきます。

まず、1 つ目、子どもたちへの主権者教育の推進を。先日の衆議院議員総選挙で土庄町は 68.47% という香川県一の高い投票率でした。若い移住者たちが投票率日本一の島にしようという運動を始めた効果ではないかと思っています。

しかし、世界と比べても日本の投票率は低い。平成 28 年に選挙権年齢が満 18 歳以上に引き下げられましたが、県によりまして、今回の投票率は 18 歳の投票率が 52.73%、19 歳の投票率は 35.09% であり、若い世代の投票率が低いことが分かります。政治教育が十分でない中では、投票を促されても困惑する若者も多いのではないかと思います。そこでお伺いします。

1 つ目、子どもへの現在の主権者教育はどうなっていますか。

○議長（高橋正博君）

教育総務課長 佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

それでは、鈴木議員のご質問にお答えいたします。

土庄町の主権者教育については、教育基本法に「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。」とあるように、小・中学校では、常に社会科等を取り入れて主権者教育を行っております。特に中学校では、自治体における自分たちの権利や考え方、また国の政治の仕組みを学習することで、選挙権や被選挙権の重要性を理解するよう指導しております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

鈴木美香君。

○2 番（鈴木美香君）

先ほどと被るんでしょうかね。内容や時間は。もうちょっと細かいこと分か

りますか。

○議長（高橋正博君）

教育総務課長 佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

内容と時間につきましては、小学校では、6年生の社会科で国の政治や選挙制度を中心に17時間、中学校では、ヨーロッパの人権思想や大正デモクラシーなど歴史的分野で4時間、それから法の支配や国会、内閣の仕組み、行政の役割など公民分野で14時間の学習を行っております。以上です。

○議長（高橋正博君）

鈴木美香君。

○2番（鈴木美香君）

ありがとうございます。先ほどの私の経験上、日本ではやはり額面上といただきますか、そういう教育されても実際に自分が社会にいてるっていう政治的な教育に身がついてるとは思えないんですね。

3つ目、気候危機、少子高齢化、子供の貧困、格差の拡大など次世代に大きく影響し、逃れられない喫緊の課題がある中で、幼い頃から主権者教育を取り入れ、自分たちの命や生活は自分たちでつくり、守るという実感がもてる教育が必要だと思います。社会参加の実感、社会への希望や責任感を育むためにも、まずは主権者教育を積極的に取り入れる必要があるのではないかと思います。主権者教育というのが、額面通りの教育というよりも実体験を伴うような、投票のロールプレイングですとか、デモの仕方ですとか、そういうことを私は提案してるんですけども、この提案について町の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（高橋正博君）

教育総務課長 佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

町の提案になるかどうかは別として、子どもたちへの主権者教育についての考え方をちょっと述べさせてもらいますと、まず、子どもたちに身に付けさせたい能力としては、例えば、正解が一つに定まらないような論争的な課題に対して、児童生徒が自分の気持ちを持ちながら、違った意見や対立する意見、それを整理して議論を交わす。他の人との意見の折り合いを付けながら、だれもが納得していく答えを見いだして、全体の合意形成をしていく。そういうふうな力をつけていくというのが、学校で指導している基本にあるかとは思いますが、そこで社会に参画するための資質や能力が養われていくというふうに考えてはおります。以上です。

○議長（高橋正博君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

鈴木議員の質問のうちの、ロールプレイングとか社会参加の実感という面でございますが、土庄町だけではございません、香川県の選挙管理委員会としまして、まず先ほど鈴木議員がおっしゃったように、選挙権が18歳からになったことも踏まえまして、若者の投票率を向上させるための取り組みといたしまして、模擬投票等の授業を行ったことがございます。

今年の7月でございますが、小豆島中央高校の3年生142人を対象に、香川県選挙管理委員会、小豆島町選挙管理委員会と共同で、選挙啓発の出前授業というふうなかたちで、先ほど申し上げました選挙講義と模擬投票等を実施いたしました。

この授業につきましては、次代を担う高校生を対象に、政治・選挙制度を説明するとともに、自ら政策について判断してもらうことで、選挙の意義を理解し、選挙に対する意識を高めてもらうことを狙いとしたもので、講義後のアンケートでは、90%を超える生徒が、模擬投票・開票につきまして「ためになった」と回答しております。また、「次の選挙に行こうと思うか」という質問には、83%を超える生徒は「必ず行く」「もしくは行くつもり」という回答をいただいております。

町の選挙管理委員会といたしましては、今後も、県の選挙管理委員会等と協力し、若年世代の投票率向上のための啓発活動を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

鈴木美香君。

○2番（鈴木美香君）

今回、私もそれ新聞で見てやってくださっているのはありがたいなと思っているんですけど、現行では、やはり同調圧力がかなり厳しい、逆に進んでいるような社会情勢ではないかと私は認識しています。

先ほど、佐伯課長がおっしゃってましたけれども、討論をできるような人を育てるっていうのが、まったく、それを私は希望しているんですけど、今の日本は逆に、とにかく一人をたたく方向にいったら、会話とか対話が本当に寂れて薄くなっているような気がして仕方がないんですね。

子どもたちの命と生活を今までのように、トップダウンで任せていたら大丈夫、生き残れるという時代ではなくなってきてますので、そういう意味において、ちょっとすみません、被りますけど、気候問題などで活動して、世界的に有名になったグレタさんの国のスウェーデンでは、小学生、かなり幼いときからデモの仕方や政治教育を活発に行っています。日本には、やはりこれまで政治教育には、どちらかというところ消極的だと思われまして、自分で発信しなければ

ならない時代になってきています。世の中、大きく変わっていく中で自分の命や生活を守るために、だれもが自分事として政治に向き合い、発言する時代になったので、ぜひそれを血肉に通うような教育をぜひ目指して、香川県とか国とかというのではなくて、土庄町独自でもいいので、模索して行ってほしいと思います。1つ目は以上です。

では2つ目、孤立化を防ぐフォロー体制を。地域における高齢者やその家族の孤立化が問題となっています。

都会に比べると、地方は地域のつながりが残っていると言われますが、高齢者や一人暮らし世帯の増加が進む現在、土庄町においても支援が必要であるにもかかわらず、どこにもつながっていないなど、まだ見えていない問題があるのではないのでしょうか。

自ら社会とのつながりを厭う人や個人情報という高い壁があり、難しいことも多いとは思いますが、孤立しがちな人々とつながり、手助けできる手立てを考えるなど、孤立化を防ぐフォロー体制を整えることが急務だと思います。町の考えをお伺いしたいです。

○議長（高橋正博君）

健康福祉課長 奥村忠君。

○健康福祉課長（奥村忠君）

鈴木議員のご質問にお答えいたします。

地域の中には、さまざまな理由により周囲から孤立している高齢者の方がおいでるものと思われまます。

高齢者の孤立を防ぐためには、早期に孤立状態を把握し、必要な医療、介護、福祉サービスの利用や地域の社会資源による支援に結びつけ、地域での生活を支援していくことが重要だと考えております。

高齢者や支援を必要とされている方につきましては、各地区においでます民生委員さんの日々の活動や社会福祉協議会、各地区自治会などとの連携により、把握に努めているところであります。

また、町の地域包括支援センターにおきましては、介護予防サポーター養成講座や認知症サポーター養成講座を実施し、介護予防や認知症に関する知識を学んでいただくとともに、地域でのさまざまな活動を通して、見守りや声かけ等にご協力をいただいております。

また、ヤクルトや郵便局、農協などと見守り協定を結び、気になる方がいれば連絡をいただける体制の構築に努めております。

さらに、先月11月25日には土庄町及び小豆島町と四国警備保障株式会社で、警備会社といたしましては中四国初となる市町村との包括連携協定を締結し、地域の見守りなどにご協力をいただけることとなりました。

また、新たな事業といたしましては、75歳以上の後期高齢者のうち、健診や医療機関の未受診など健康状態の不明な方へのアプローチも実施をいたしております。

今後も高齢者や地域の方が相談しやすいよう、また地域と一緒に支援できるような体制づくりに努めてまいりたいと考えておりますので、ぜひご協力をお願いいたします。

○議長（高橋正博君）

鈴木美香君。

○2番（鈴木美香君）

先ほどのおっしゃっていただいたのが、すべて機能したらやっぱり取りこぼす方がおられないと思うんですね。ただ、やはり取りこぼされてる方がおられるんです。なので、そこをどうするかというのがすごく問題だと思っているんですけども、私がどうするという代替案はないんですが、言葉的にはちょっとどうかと思うんですけど、お節介ですとか一歩踏み込むですとか、それがもう必要なのではないかと思うんですね。以前は、やはり隣組とか近所が機能してたんですけど、今はそれもなかなか薄れていっている中で、こういう小さな1万2千人の町でもなかなかいろんな問題が、重要な問題も発生しましたし、それに関して私はすごく危惧してまして、そうですね、「もう一歩進んだ」ということをもうちょっと考えてしていただきたいかなという、すみません、ざっくりした意見で。よろしく申し上げます。

では、最後3つ目の質問させていただきます。

町長の資産公開について、土庄町政治倫理の確立のための土庄町長の資産などの公開に関する条例の趣旨についてお伺いします。

○議長（高橋正博君）

企画財政課長 鳥井基史君。

○企画財政課長（鳥井基史君）

鈴木議員のご質問にお答えいたします。

土庄町政治倫理の確立のための土庄町長の資産等の公開に関する条例の趣旨についてでございますが、この条例は、政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律第7条において、「市町村長の資産等の公開については、平成7年12月31日までに、条例の定めるところにより、この法律の規定に基づく国会議員の資産等の公開の措置に準じて必要な措置を講ずるものとする。」と規定されておりますことから、平成7年12月20日に公布され、31日から施行されたものでございます。

また、同法では第1条において、「この法律は、国会議員の資産の状況等を国民の不断の監視と批判の下におくため、国会議員の資産等を公開する措置を講

ずること等により、政治倫理の確立を期し、もって民主政治の健全な発達に資することを目的とする。」と規定しております。土庄町の条例におきましても同様の目的を有するものでございます。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

2番 鈴木美香君。

○2番（鈴木美香君）

条例に基づき、閲覧したところ、資産等報告書に借入金の記載がありました。それによると、平成31年4月26日付けでは1億6000万円、そして自己破産した後の令和2年4月28日付けでは、6億4000万円になっていました。その間の1年以内に4億8000万円の借り入れが計上されていきました。

先ほどの条例の説明をしてもらいましたが、政治倫理というのは政治に携わる者が持っていなければならない職業倫理とか責任倫理であり、政治を行うにあたっての行動規範であります。この条例があるのも、町長としての地位を私的に利用したり、不公平な決定をしたりしないように、また町長が住民の信頼に値し、「この人なら安心して町政を任せられる」という行動や倫理性を持っているということ、皆さんに示す必要があるからだと思います。町政は住民との信頼関係なくしては成り立ちません。住民の不信を招くことのないような行動をすべきなのに、現状は自己破産の手続きにより、住民に不信感を抱かせてしまっています。こうした状況を考えると、条例にも謳っている政治倫理の確立という観点から、借入金の金額だけではなく、いつ、何の目的で借りたかも町長は明らかにするべきだと思いますが、どうお考えでしょうか。

○議長（高橋正博君）

企画財政課長 鳥井基史君。

○企画財政課長（鳥井基史君）

再質問にお答えいたします。

資産等の公開につきましては、法令及び条例に定められた規定に基づき、適正に対応させていただいているものと認識をいたしております。また、資産等の補充につきましては、資産等補充報告書にて公開をいたしております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

鈴木美香君。

○2番（鈴木美香君）

町長、自らお伺いしたいのですが。

○議長（高橋正博君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

これについては個人的なことなので、回答は控えさせていただきたいところ
でございますけども、以前に何回も議員の皆さんにはお話していると思います。

会社と協同組合、これの保証してたということで、基本的には会社がお金要
るということで、これも 1 人じゃなくて、数人いるのでそういった話も以前に
はしてたと思います。その合計がですね、ああいう金額で、結局それをしないと
政治倫理っていうのに違反するのかなということで、全くですね、個人的に
借り入れたとか、そういうお金ではないということだけ申し添えていただき
たいと思いますし、以前にもお話したと思いますが、協同組合の破綻と、そこ
からこういうことに至ったということで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（高橋正博君）

鈴木美香君。

○2 番（鈴木美香君）

町長、ずっとそうおっしゃってますけど、協同組合とかっていうよりも町長
の資産で負債がなっていて、一心同体だと思うんですね。「組合のだから僕は関
係ない」っていうふうに私には聞こえるんですけど、そもそも何でこういうこ
とを、超個人的なことをお伺いするかというと、やはり町政、1 万 2000 人余り
をあずかっている身として、そういう不透明な部分を抱えながら町政を運営し
ているということに、町民の方も含め、もちろん私もですけど、不安と不信が
あるのを、そこを払拭していただきたいということがあるので、あえて何度も
何度も何度も聞いているんです。

ちなみに、この 4 月 28 日付けで 6 億 4000 万円に膨れ上がってるんですけど、
1 年以内に 4 億 8000 万円の借入れが計上されているのは、何で、いつなんで
しょうか。何の目的で 4 億 8000 万円も 1 年以内にお借りして、いつお借りした
んですか。

○議長（高橋正博君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

これ、私的なことなので控えさせていただきたいと思いますが、何回
も言いますように会社が借りて、やはりそれは透明な部分をしないといけない
ということで、保証してた金額ということで記載をしております。

○議長（高橋正博君）

鈴木美香君。

○2 番（鈴木美香君）

何回も同じ、町長個人ではないんですね。公人なんですよ、あくまでも。そ
の覚悟がないのであれば、その立場にはられません。命と生活を 1 万 2000 人
あずかっているんですね。そこが、どうも欠落していると思えて仕方ないです。

9月議会での私の質問に対する答弁で、自己破産の決着までに、まだあと2年程度かかるとおっしゃっていました。コロナ禍で大変な中、しかも最終処分場など、土庄町はとっても大きな問題を抱えていて、町長が在職中の8年間でも解決できていないんですね。年間3000万円も4000万円もごみだけでお金かかっています。ここは、一度そういうことをひっくるめて、こんな大きな案件、コロナ禍の中、不安が増大するばかりなので、ここは一度ご自分の自己破産の処理を最優先にして、町政から身を引くということはお考えなられませんか。

○議長（高橋正博君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

議員必携を見てると思いますが、「無礼な言葉や私生活に渡る言論になる発言をしてはならない」と書いております。あえて話しますが、町議の皆さんには最終処分場についても「3つしかありません」ってずっと話しています。

島外へ持っていく、島内で完結する、それから町内でやる、この3つしかない。金額もある程度お示しはしていると思います。そのあたりをですね、もう一度、鈴木議員もよく見ていただいて、どれが一番選択肢がいいのか、8年かけてどの方向が良いのかということも、今、担当課でも話して検討しているところですので、そのあたりをよくですね、理解していただきたいなと思います。

○議長（高橋正博君）

鈴木美香君。

○2番（鈴木美香君）

すいません。それは、一つの例で言っただけで、その問題を今取り上げているわけではないですよ。自分の身をまずクリアにすることを最優先に考えていただきたい。すぐ個人的にとおっしゃるけど、何度も申し上げましたけど、個人じゃないです。その覚悟が必要です。丸裸になる覚悟が必要です。そのために、私はやっぱり社会生活、特に町の長たる者、何よりも大事なものは信頼だと思います。政治に大事なものは信頼だと思います。そこを著しく欠いているのではないかと私は、何度も何度もお伺いしているんです。「僕はそう思っていない」ってたぶんおっしゃってるんでしょうけど、私を含め町の人、全部とは言いませんけども、多くの方はどうもそこに引っかかるものがあって、信用できかねるということがあって、デマですとか、本当なのかなという、うわさがすごく広がって、それがまた増幅して疑心暗鬼になって、ものすごい悪い町政の悪循環に陥っていると私は体感しています。なので、多くのストレスを抱えたままでは、町政を安心して任せるといことはほんとに難しいので、私は、

今回一度ちょっとご自分の身を引くことを考えていただきたいなと思って、提案して私の質問は終わります。以上です。

休憩

○議長（高橋正博君）

暫時休憩いたします。再開は、11時15分をお願いします。

休 憩 午前 11 時 04 分

再 開 午前 11 時 15 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第121条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（高橋正博君）

再開します。

○議長（高橋正博君）

11番 木場隆司君。

○11番（木場隆司君）

11番、木場隆司です。私のほうから2点質問をさせていただきます。

まず、1点目ですけれども、人事評価制度の取り組みについてでございます。

地方公務員法の改正により人事評価制度が地方自治体に導入されている。人事評価制度とは、職員の能力や業績を評価し、より高い能力を持った公務員の育成や組織全体の士気高揚、能率の向上を目的とする制度であり、その評価結

果は、給与、昇任・昇格、人材育成などさまざまに活用されております。

人事評価制度が十分に機能しなければ、職員の中に「一生懸命やってもやらなくても結果は同じ」という空気が蔓延しやすくなり、結果的に住民サービスへの影響も与えることとなります。そこでお尋ねします。

まず1点目、人事評価制度の取り組み状況はどうなっているのか。

2点目は、職員それぞれに公平な評価ができているのか。

この2点について一緒に答えていただいて結構ですので、お尋ねいたします。

○議長（高橋正博君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

木場議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の人事評価の取り組み状況についてでございますが、人事評価制度は木場議員もおっしゃるとおり、その職務を遂行するに当たり、発揮した能力及び挙げた業績を公正に把握することで、職員の主体的な職務の遂行及び高い能力を持った公務員の育成を行うとともに、能力、実績に基づく人事管理を行い、組織全体の士気高揚を促し、公務能率の向上につなげ、最終的には住民サービス向上の土台をつくることを目的としており、本町におきましては、平成28年度から制度を導入しているところでございます。

続いて、2点目の職員それぞれに公平な評価ができているかということについてでございますが、現行の人事評価制度は、先ほど申し上げた目的を達成するためのものでありながら、職員が運用面において、ネガティブなイメージを持つ場合もあり、モチベーションの向上が絶対条件であるための人事評価が、逆に、職員のやる気を低下させてしまうおそれがあるとともに、現状では評価結果を昇給、勤勉手当等に十分反映できておりません。一方、ご指摘のとおり、評価結果が適正に処遇に反映されないこと等により、優秀な職員のモチベーションが低下し、最悪の場合、離職につながることもあるため、早急な対策が必要と認識しております。

そこで、昨年度から現行の人事評価制度の問題点を洗い出す作業を進めており、今年度中に新たな人事評価制度を構築し、来年度から運用を開始する予定としております。

また、職員に対しては、人事評価に対するネガティブなイメージを払拭し、制度に対する理解を深めてもらうため、本年9月に全職員を対象とした職員研修を実施しております。さらに、今後、部下を評価する評価者を対象とした職員研修も計画しているところでございます。

公正な処遇と、評価結果を基にした適材適所の職員配置、さらには、職員一人ひとりの課題を明確にすることで、職員の人材育成にもつなげることが、人

事評価制度の効果として期待されております。

少しでも多くの職員が納得感を持って評価結果を受け止められる制度となるよう、引き続き見直し作業を進めてまいります。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

木場隆司君。

○11 番（木場隆司君）

具体的な話になるんですけども、例えば、一般職の評価は「どなた」と「どなた」がして、最終結果を出すのでしょうか。また、課長補佐の方の評価は、「どなた」と「どなた」が評価して、最終決定されるのでしょうか。ちょっとお尋ねいたします。

○議長（高橋正博君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

まず、一般職につきましても現行の人事評価制度におきましては、一般職及び課長補佐もでございますが、上長の課長がすべて評価するようになっております。一次評価者として課長がおりまして、次に本来であれば副町長が評価するべきですが、当町におきましては副町長が現在おりませんので、直接町長になってしまうということが現状でございます。

しかしながら、課長と一般職であれば多少、距離がございますので、そこでもう少し身近な人間と、人事評価というのは、単純に評価をすることだけではなく、職員が抱えている問題点とかもヒアリングをする非常に貴重な機会となりますので、今後の評価制度につきましましては、もう少し身近な職員が一次評価をしていくことも検討しているところでございます。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

木場隆司君。

○11 番（木場隆司君）

そこが聞きたかったんですけども、例えば、課の職員が 30 人おったとして、その評価は全部課長が一次的にする、副町長、町長とするようになっているんですね、今現在は。

例えば、評価というのはある程度の人間が数でして、右や左や真ん中やいろいろな答えを出してきて、最終的に答えが出るものであって、例えば一般職の場合でしたら、上に係長がおり、課長補佐がおると思うんですけども、例えば、係長が評価するんと、また課長補佐が評価するんと、また課長が評価するんは、みな多少の違いはあるはずなんです。これが、人事評価の一番難しいところでありまして、2、3 日前の新聞にも、人事評価も AI がする時代や、ということで、出ておりましたけども、そうした場合に今度は評価される側は非常に不安

であるというようなことも新聞に出ておりました。

人事評価というのは「公平」というのは、何が公平かということになりますけども、なかなか一人の意見では公平ではならんと、ましてや副町長、町長といたら、形式的な格好で見るだけであって、実際は課長の意見がほとんど通るようになると思うんです。

そうなった場合に一人の意見が通るということは、なかなか公平さが保てんのではないかと私は思っとる。ですから、一般職の場合でしたら、係長とか課長補佐さんがして、その意見も参考にしながら課長がするというようなかたちのほうが、公平でないかという気がしておりますので、今後とも職員のやる気を出すため、公平な評価をしていただくよう検討願いたいと思っております。

次に、一般財団法人小豆島北部みらいの事業の進捗状況でありますけども、令和元年12月に一般質問した際、「オリーブ植栽110周年記念事業、瀬戸芸2019関連事業、日本遺産認定を契機に石に関する事業などを実施し、今後も財団法人として残石記念公園を核とした、にぎわいづくりに積極的に取り組み、また北部地域の情報発信も積極的に行いながら今後も一層、北部地域の活性化に努める」と回答がありましたけれども、その後の取り組み状況をお尋ねいたします。

○議長（高橋正博君）

商工観光課長 蓮池幹生君。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

それでは、木場議員のご質問にお答えいたします。

平成30年8月に設立いたしました、一般財団法人小豆島北部みらいですが、木場議員のおっしゃるように、これまでは瀬戸芸関連事業、また日本遺産関連事業などを実施し、地域の方々のご協力を仰ぎながら、北部地域のにぎわいづくりに取り組んでまいりました。

その後の取り組みとしましては、国土地理院の協力を得まして、大坂城残石記念公園に一等三角点を展示しました際には記念除幕式を行うなど、小海の石の文化や歴史を発信してまいりました。

また、モンベルとの連携によりまして、石の島ハイキングを北部地域で実施した際には、地元のボランティアガイド様をはじめ、地域の皆さまの協力を得ながら事業を進めてまいりました。

また、地元事業者に依頼しまして、日本遺産推進のための体験コンテンツとしまして「石割体験」を作るなど、日本遺産のPRにも努めております。

さらには、北部みらいオリジナル商品としまして、ブルゾンそれからポロシャツを作成し販売しております。また、ふるさと納税の返礼品としましても出品しておるところでございます。引き続き、オリジナル商品の開発にも努めて

まいりたいと考えております。

近年、北部地域につきましては、SUP（サップ）などアウトドアにも適した地域として注目を集めております。今後も、北部地域の良さをPRしながら、にぎわいづくりに積極的に取り組むとともに、地元の皆さまから信頼され、集まっていたりけるような法人となることが、地元でのご理解やご参加をいただけることにもつながっていくのではないかと考えております。引き続き、北部地域の情報発信も積極的に行いながら、一層北部地域の活性化に努め、地元の機運の醸成を図ってまいりたいと考えております。よろしくお願ひします。

○議長（高橋正博君）

木場隆司君。

○11番（木場隆司君）

ありがとうございました。

しよるほうは、「やりよります」ということですが、私も地元北浦として、地元の人間としてみたら、「北部みらい、法人ができて一体何をしよんど」というような意見が多々聞かれます。そら、そうだと思ふんですけども、地元の人っていうんは、残石公園を中心とした法人ができて、ここらの賑わいはどないなるんだらうかという期待が大きいわけですけども、その効果は目には見えてこないというのが実情だと思ふんです。ということで、最後に言いましたアウトドアとか実際見えるようなかたちでね、地元の人に。取り組んでいただいて、財団法人ができて良かったなということが、地元の人に分かるように今後、一つ頑張ってやっていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。これで私の質問は終わります。

○議長（高橋正博君）

4番 三木俊明君。

○4番（三木俊明君）

4番、三木です。通告書に従ひまして2点質問をいたします。

まず1点目、9月議会で私の「新庁舎周辺の既存施設を活用した、新たな社会福祉拠点整備の考えはないか」との問いに、町長は、活動団体の利用に問題が発生すれば予算措置も含めて協議をし、進めていきたいとの答弁がございました。そこで問ひます。

9月1日から移転後、現在までに活動団体が予約の重複等により困った事例は何件ほどございましたか。答弁を求めます。

○議長（高橋正博君）

生涯学習課長 三木新治君。

○生涯学習課長（三木新治君）

三木議員のご質問にお答えいたします。

働く婦人の家及び老人福祉センター活動団体において、中央公民館を予約する際に、予約の重複があり調整が必要になった件数は11件ありました。

同じく、刈崎公民館を予約する際に、予約の重複があり調整が必要になった件数は9件ございました。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

4番 三木俊明君。

○4番（三木俊明君）

コロナ禍で各団体が、まだ活動が自粛されている状況の中で、すでに予約等の重複等により活動に支障が生じているということが確認できました。

やはり、一つの活動拠点が無くなれば、今までのように活動ができないという実態があることがわかりました。

そこで2点目の質問ですが、今後、公式に各活動団体と行政との間で、施設の利用並びに福祉政策について、協議をする場を持つ考えがないか伺います。

○議長（高橋正博君）

生涯学習課長 三木新治君。

○生涯学習課長（三木新治君）

三木議員の再質問にお答えいたします。

10月に入り、新型コロナウイルス感染症も落ち着きを見せ、各施設も通常利用となり各団体の活動も再開されるようになりました。

当初、活動団体の皆さまへの十分な説明ができていなかったこともあり、大変ご心配をおかけすることになりました。そのため、活動団体の皆さまが利用していく上での困ったこと、また要望など、ご意見をいただく場を設けたいと考えております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

三木俊明君。

○4番（三木俊明君）

施設の貸し出し業務を担当する生涯学習課においては、現状の実態を踏まえ、社会教育活動団体、社会福祉活動団体の意見を十分に把握した上で、調整をお願いいたします。

最後に町長は、どのような状況になれば、新たな社会福祉拠点整備政策を進める考えかお聞きいたします。

○議長（高橋正博君）

三枝町長

○町長（三枝邦彦君）

利便性が悪いとかですね、いろんな問題点が出てきたら当然するべきだと思

いますし、まず 1 点はですね、公民館もロビー入ったすぐ右側のところ、それからロビー、それから 2 階とか 3 階ですね。実際にどういう目的で、どういうことだったら使えるかということをもっと明確にまずお知らせするというのと、湊崎公民館もですね、どういうことだったらここまで利用できます。それから今、商工会が入ってますけど、あの 2 階のですね、調理室。それから今度、土庄高校の 3 号館の調理、そういったところもすべて含めてですね、こういう団体に、できるということをもう一度お示ししてですね、やるということと、それから実際に A という団体、B という団体、実際年間何回使って、いつ、どういうかたちでやっているか、たぶん状況は把握はしていると思うので、もう一度それも調整しながらやりたいと思いますし、それでもどうしても無理であれば、当然何らかの対策は打っていかないといけないと思います。

なので、そういう協議の場を先ほども言いましたように、もってですね、やる必要があると考えております。

○議長（高橋正博君）

三木俊明君。

○4 番（三木俊明君）

町長、あのね、施設の利便性の改善うんぬんの問題ではないんだと思うんですよ。

わが町の社会福祉政策を今後どのように進めていくかという質問でありますので、そのへんを間違わないでください。

先日、ボランティア団体の皆様のご意見を伺いました。町民の生の声ですので、真摯な姿勢でお聞きください。よろしいですか。

まず、移転後の施設の利用に関しては、2 つの施設が 1 つになってしまったことで部屋が空いておらず、思った日に部屋が取れない。高齢者を集めて行うような活動は、日程変更など周知が大変であります。今まで定期的に同じ場所、同じ曜日できていたものができなくなったという事例でございます。

コロナの影響でまだ活動が再開できていない上に、福祉会館が利用できなくなったことで、再開のめどが立たない。スタッフの中には「もう、やめたらどうか」という声も出ている。

町広報には利便性向上のため、中央公民館を利用してほしいと書いてあったが、全く逆で不便になった。この町は、福祉を向上したいのか、衰退をしたいのか分からない。かたや「サロン活動やボランティア活動をしましょう」と言いながら、かたや何の相談もなく福祉活動の拠点を奪う。同じ町の行政がしていることなのか、矛盾に感じる。

中央公民館は社会教育の拠点である。社会教育の拠点と福祉の拠点を一緒にするのは無理がある。

生涯学習課の担当職員が公民館にいないと、イベントや日程の相談もできない。やはり生涯学習課は中央公民館に常駐すべきである。役場の都合で物事を考えないでほしい、との意見がありました。全くそのとおりだと思います。

また町行政に対しては、町長に対して不信感が募る。要望を持ってお願いに行ったときには、移転理由についてきちんとしたかたちで説明すると約束したのに、町長から何の説明もない。生涯学習課の課長が何度も家にきたが、そんなことは求めている。課長さんがかわいそうやったと、気の毒に感じたと言っておられました。

何の説明もなく勝手に出ていけというのはものすごく不満。常識が外れ過ぎている。職員に対しての怒りではなく、町長が勝手に決めてしまったことに怒りを感じる。町長も職員も、だれのための、何のための施設なのかをきちんと理解すべきだ。

役場と町民の間に溝ができつつあります。何とか解消しなければならないのではないのでしょうか。

福祉会館は、われわれボランティアや福祉の拠点だったのに、先日、料理実習室を借りに行ったときに、1階の和室が物置になっているのを見た。とても悲しい。なんとも言い切れない気持ちになった。ここは高齢者の方々が集うとてもいい場所、お世話する側も、参加してくれる人も楽しく集える場所だったのに何とかならないのか。

これは生涯学習課だけの問題ではない。町の福祉の問題である。そもそも福祉会館は単なる貸し館の場ではなく、福祉の拠点としての役割を持った場所である。職員にその意識が全くない。町長にもその意識がないことが嘆かわしい。町全体の福祉の問題として捉えるべきだ。ボランティアからすれば「福祉の軽視」と捉える。ボランティアができなくなったらだれが困るのか。町職員はその役割を果たしてくれるのか。職員もよく考えて、担当現場から本当の声を上げてほしいものだと思います。

活動の意欲がなくなってしまう。町には福祉活動の応援、後押しをしてほしい。なぜ足を引っ張るようなことをするのですか。今回のことで、もうボランティアをやめようかと思った。でも、障がい者の顔が目に浮かぶ。

町長、ボランティアさんの生の声です。ご感想をお願いします。

○議長（高橋正博君）

三枝町長

○町長（三枝邦彦君）

生の声を聞かせていただきました。その前にも、私自身もすでに聞いております。そんな中でですね、当然真摯に受け止めて今後ですね、それに対応するべく当然、解決していきたいと考えております。

○議長（高橋正博君）

三木俊明君。

○4番（三木俊明君）

町長は先日来、町政報告として各地区を回っております。そのリーフレットには「安心・安全・安定の町づくりを目指し、できる限り現場に足を運び、地域の声を聞き、町民の皆さまとの対話を大切にしながら、全力で町政運営に取り組んできた。そして、土庄町を一つの家族に」と記されております。

残念ながら、わが家のポストには配布されておりました。私も土庄町の家族の一員になりたいと思っております。 _____

_____ ボランティアの皆さんは、働く親に代わり「かわいい孫」を大切に育ててくれる、おじいちゃん、おばあちゃんです。町長どう思われますか。一家の大黒柱の町長がその家族を守ってあげなくてどうするんですか。

12月26日には町長選挙があります。三枝町長が再選されましたら、この町民の声を聞き、社会福祉政策に全力で取り組んでいただくことを強く要望いたしまして、この質問を終わります。

次に移ります。行政施策は慢性的な財政難もあり、国、県の提示する補助政策に頼りがちでございます。しかし、他の自治体では独自の活性化対策を打ち出し、成功している自治体も見受けられます。国・県では頑張っている市町村に対して補助をしてくれます。わが町においても所管課の垣根を越えた活性化策を打ち出し子どもたち、若者たちの未来に夢のある町を目指すべきと考えます。そこで質問をいたします。

まず始めに、農業分野における補助事業、町単独事業について説明を求めます。

○議長（高橋正博君）

農林水産課長 石床勝則君。

○農林水産課長（石床勝則君）

三木議員のご質問にお答えいたします。

農業分野における補助事業につきましては、国・県の補助要綱の対象者である認定農業者、認定新規就農者や営農組織等に補助しております。議員の言われるとおり補助事業における、国・県補助事業費の割合につきましては、全体補助金の約90%となっております。

また、町単独で補助しているものにつきましては、ごま生産推進事業、オリブ牛研究会や造林事業補助など団体に対しての補助であり、個人への補助は、鳥獣駆除従事者資格保持助成のみとなっております。

農林水産課の考える活性化案につきましては、例えば、当課における重点課題であります荒廃農地の利活用につながる事業であれば、町として有効であり、就農者の増加が見込まれると考えております。

現在この事業におきましても、香川県の補助がありますが、対象者が限定されているため対象者以外につきましては、町単独で検討することはできないかと考えております。ただし、補助条件につきましては今一度、精査する必要があり、お時間をいただきたいと思っております。

また、他の事業におきましても農林水産課としてご協力できるものにつきましては、真摯に取り組んでまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（高橋正博君）

三木俊明君。

○4番（三木俊明君）

説明ありがとうございます。農業分野における補助事業要件は対象者が限定され、新規参入を考えている兼業を余儀なくされる若者や第二の人生を目指すシルバー世代にとっては、非常にハードルの高いものであり、なかなか第一歩を踏み出す勇気があることだと聞いております。

そんな中で、シャインマスカットの栽培を肥土山、千軒、長浜等で挑戦されている方がおります。女性の方も頑張っておられると聞いております。オリーブ、イチゴに加え、新たにブドウの栽培からワインの製造・販売まで1次産業から6次産業まで、まさに今、推し進めていこうとしている挑戦で、夢があって応援をしたくなります。

一つの核が生まれれば、それが成長することによって需要と供給が拡大します。荒廃地対策にも有効な手段であると思えます。

また一方、後継者がおらず大事に育てたミカン園を泣く泣く荒らしてしまう生産者もおります。そんな方々を救い、後押しするためにも補助要件の低い町単独政策が必要かと思っております。

昨年3月の議会でも質問をいたしました。1次産業の衰退は観光立町であるわが町の未来に関わる問題でございます。ぜひとも進めていっていただきたいと思えます。

続いて、商工観光事業における補助事業、町単独事業についても質問をいたします。

○議長（高橋正博君）

商工観光課長 蓮池幹生君。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

三木議員のご質問にお答えいたします。

現在、町の商工観光事業は、国や県の補助などを有効活用しながら事業を行っております。

また、観光や商工に係る中小企業などへの事業者に対しましては、国や県における多くの支援メニューがございます。

例えば、商工においては、国の「ものづくり補助金」や「持続化補助金」など比較的に利用しやすい制度もあり、また、県や産業支援財団におきましても「起業等スタートアップ支援」や「創業ベンチャー支援」また、「事業継承支援」など多岐にわたる支援メニューがあり、これまでも地元事業者が活用している実績もあると聞いております。

三木議員ご指摘のとおり、商工観光事業における町単独事業としての支援メニューは、商工組織や観光組織など団体への補助や負担というものはあるものの、個々に対する補助メニューはこれまでなかったというのが現状でございます。国や県に多くの支援メニューがある中で、町としてどのような支援策が求められているのか、現在商工会などのご意見もお伺いしながら検討を進めているところでございます。

また本年11月より、専門員によります「香川県よろず支援拠点の土庄出張所」を土庄町役場内に設け、コロナ支援対策のみならず、幅広く事業者の皆さんが相談できる窓口を設置し、国や県の支援などをより詳しく相談できる体制を作ったところでございます。

未だコロナ経済対策としまして、中小企業に対する多くの支援メニューが講じられる中、事業者におかれましては、それらをうまく活用していただくとともに、アフターコロナ、ウイズコロナに向けた町独自の支援策というものも考えていかなければならないと認識しております。

今後は国や県、また産業支援財団等の制度を踏まえながら、町にとってどのような施策が効果的なのか、財源も含めた制度の構築に向け引き続き検討してまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（高橋正博君）

三木俊明君。

○4番（三木俊明君）

丁寧な説明ありがとうございます。商工業者向けの支援策は国・県支援団体によるもので、ある程度充実をしていることはよく分かりました。

そこで1つ、観光分野における提案であります。町民の皆さんに参画していただき、「軒先花いっぱい運動」というのを展開してみてもはどうでしょうか。

高松市街地では自治会単位でプランターと種を配り、住民参加で町並みをきれいにしているところがございます。

来年は「瀬戸芸2022」も開かれます。観光客が訪れる迷路のまち並みがきれ

いな花でお出迎えなら町の PR にもなり、インスタで発信される方もおられると思います。

住民の方も、自分の家の軒先をきれいにするだけで町づくりに参画することになるので、協力していただける方は必ずいると思います。思い起こせば、三木元町長はこう言っておられました。「町づくりの基本は点が線になり、やがてその線は面になる。」こどもさくら公園の桜並木が良い例だと思います。あそこに、芝生の広場ができて、一本一本の桜の木が線になって、そして、その横に子どもたちが集える公園ができております。

私の言よる話は愚策かと思いますが、町民の皆さんが参画でき、なおかつ町づくりにつながるような観光支援策を考えていただきたいと思います。

最後に町長の考える農業政策、観光政策は具体的にどのようなものがございませうか。ご答弁をお願いします。

○議長（高橋正博君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

三木議員のおっしゃるとおりですね、町づくりというのは、住民との協働というのが大切であると思っておりますし、現在でもですね、商工観光課を中心として各課での事業を一緒になってやる、1つの課じゃなくて、いくつかの課をまたいでやっている事業があつて、プラス、またそれに住民の皆さまも協力していただいている。そういう事業も今、あります。

そんな中で今後ですね、先ほど言われた「花いっぱい運動」ですか、これについても、ある先生がですね、作っておられました。補助金ちよつとでももらつて、「もっと花いっぱい運動してもいいのに」という話もお聞きしてませう。

そのあたりもですね、1つの課じゃなくて、2つ3つの課が一緒になってやらないとできない、そういう事業もこれからあると思っております。

今後ですね、農業のことも先ほど言われてたので、そのあたりも含めてですね、今後、町として一緒になってですね、住民とできることを今後考えていく必要がありますし、していかなければならないと考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（高橋正博君）

三木俊明君。

○4番（三木俊明君）

町長、前向きにやるというお話でございませうけども、野菜工場、フラダンス、パワーボートなど、単発花火打ち上げるのはすべてが悪いことだと言ひませうが、島外の企業、団体に貴重な財源を使うより、この町の人たちを活かし、共に考え、共につくつていく町民に投資をする政策に貴重な財源を使つていただ

きたいと思います。以上で質問終わります。

動議

○議長（高橋正博君）

濱野良一君。

○7番（濱野良一君）

先ほど、三木議員の発言の中で、一部不適切な発言があったのではないかなというふうに思います。

その発言を撤回するための動議を発議いたします。

○議長（高橋正博君）

ただ今、濱野議員から動議が提出されました。この動議について賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高橋正博君）

所定の賛成者がいますので、本動議は成立いたしました。

休憩

○議長（高橋正博君）

暫時休憩します。

休 憩 午前 11 時 56 分

再 開 午前 11 時 58 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 1 2 1 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

- 議長（高橋正博君）
再開します。

発言の取り消し

- 議長（高橋正博君）
三木俊明君。

- 4番（三木俊明君）

大変申し訳ございません。先ほど、私の質問の中に、例え話として出した家族の中で不適切な発言がございましたので、訂正してお詫びを申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

- 議長（高橋正博君）

ただいま、三木俊明君から一般質問における発言について会議規則第63条の規定によって発言部分を取り消したいと申し出がありました。

お諮りいたします。これを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（高橋正博君）
ご異議なしと認めます。

したがって、三木俊明君からの発言取り消しの申し出を許可することに決定しました。

一般質問

- 議長（高橋正博君）
8番 福本耕太君。

- 8番（福本耕太君）

8番、日本共産党の福本耕太です。さっそく一般質問に入らせていただきます。

1つ目はですね、子どもの医療費無料化制度を高校卒業まで引き上げるよう求める質問になります。

人口減少が激しい市町村において、子どもを安心して産み育てていける環境づくりは、最優先されるべき行政施策の一つであります。

三枝町長が就任した8年前に、住民の声、議会の要望に耳を傾け、即座に、

中学校卒業まで医療費無料化を実施したまでは良かったんですが、その後、年齢引き上げの一般質問を受けても、他の自治体、特に人口減少の激しい島嶼部などで実施が行われても、高校卒業までの引き上げをしようとする動きが見えません。8年は長すぎるのではないのでしょうか。町長の認識を聞きたいと思います。

年齢引き上げについて、どのように考えておられますか。なぜ、8年間という期間に実施がされなかったのでしょうか。まず聞きたいと思います。

○議長（高橋正博君）

健康福祉課長 奥村忠君。

○健康福祉課長（奥村忠君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

子ども医療費支給事業につきましては、平成25年度に小学校就学以降中学校卒業までの子どもの入院に係る費用を支給対象に新設をいたしまして、その後、平成26年度からは外来に係る費用にも支給対象を拡充し現在に至っておりますが、県内すべての市町が中学校卒業までの子ども医療費の無償化を実施しているにもかかわらず、県からの補助はなく全額一般財源で実施している事業となります。

町といたしましては、少子化対策や移住促進を進める上で、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ることにつながる医療費無償化の拡充は重要だと認識しており、町村会で意見を集約し、県に対して乳幼児等医療費支給対象年齢の引き上げを要望しているところでございます。以上です。

○議長（高橋正博君）

福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

町長の認識を問うてるんですけど、答え課長からされたんで、ちょっとずれてるんじゃないかなと。全額一般財源、町の一般財源ということなんですけども、わずか400数十万円の話で実質上はもっと少ないんですよ、使われている金額は。ですし、高校卒業までの引き上げっていうのは将来的にはもう当たり前になっていく仕組みだと思うんですけども、広がっていつてますんでね。重ねてお聞きしたいんですけど、町長は今、町長選挙にも立候補しようというふうにされてますけども、どういうふうに今後考えてるのかということをお聞きしたいと思うんです。この8年間実施がされていなかったということについては、町長はどういう思いをもって実施してなかったのかということを知りたいと思います。

○議長（高橋正博君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

子ども医療の無償化について、中学生まで今やっていますが、高校生の無料というのも、当然子育て世代の方についてはですね、無償化の拡充は当然重要だと思っておりますし、それがあってのことによってですね、子どもも安心して学校にも通わせると。そういったことは、当然認識はしております。今後ですね、次の来年以降ですね、そういったことを進めていけたらと考えておりますけども、ただ、町村会にもお願いもしておりますので、それを一方で進めるのと 8 市 9 町でできれば県のほうにも要望しながら、同時進行でそういったのはやっていくべきかなとは思って、当然重要だとは思っております。

○議長（高橋正博君）

福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

なぜ 8 年間やってこなかったのかということについてはお答えにならなかったんですけども、重要だということについては認識示されましたので、町の姿勢として、土庄町の行政の姿勢としては、今は、前向きに進めていこうと考えてるもんだというふうに理解させていただきたいと思えます。

その上でですね、高校まで引き上げた場合、必要になる予算額っていうのはいくらになるのでしょうか。

○議長（高橋正博君）

健康福祉課長 奥村忠君。

○健康福祉課長（奥村忠君）

高校生に係る医療費につきまして集計したデータというのはございませんが、現在行っております小学生及び中学生の 9 学年を対象といたしました子ども医療費支給事業の令和 2 年度の決算額が 1425 万 2848 円でありましたので、3 学年分ということであれば決算額の約 3 分の 1、475 万円という数字が一つの目安になるかと思われまます。以上です。

○議長（高橋正博君）

福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

高校まで医療費無料にするのに 475 万円ですね。で、できるということがはっきり分かりました。概算ですけどね。で、ですね、私ぜひ、来年度の当初予算でですね、実施してほしいと思うんですけども、これは今、町長選挙に出ようというふうに思われている方、皆さんに対して求めていきたいと思っておりますけども、現在は三枝町長が町長ですので、町長はどういうふうに考えているのか。来年度の予算で入れていく必要があると考えているのかどうかをお聞きしたいと思えます。

○議長（高橋正博君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

まだ令和 4 年度全然見ておりませんし、あれなんですけど、予算化という話で 475 万という数字も今出ました。

今後ですね、先ほど言いましたように中学生まで当然、各市町とも自己財源でやっています。そのあたりもですね、県のほうにも要望し、当然それが一部でも入れば、当然そちらのほうを高校の生徒にもお渡しできるのかなと思っています。

いずれにしてもですね、子どもの医療費の支給事業というのは今後、拡大をしていくべきだと思っていますので、できるだけ検討していきたいと考えております。

○議長（高橋正博君）

福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

ちょっと分かるようで分からない答弁だったんですけども、今、県のほうが当然やってくれたら、例えば県のほうが中学校まで無料にしてくれたら、その分今まであった予算を高校に上乘せしてっていうのは当然の話であって、要望していったということもさっき聞いたんですけども、私が言ってるのは 475 万円を来年度の予算に一般会計から入れることによってですね、一般会計じゃない、まあいいか。入れることによって来年度、令和 4 年度から実施するという意識が町長の中にあるかどうかということを問うてますので、あるかないかで答えてもらったらいと思うんです。考えてるかどうか、この質問、もう一週間以上前に出してるんで。「考えといてくださいね」ということで出してますんで。

○議長（高橋正博君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

当然先ほど言いましたように意識はあります。

○議長（高橋正博君）

福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

ありますということですので、来年度の予算の中に、もし当選されたらの話になりますけども、ぜひ入れていただきたいと思います。

次の質問にいきたいと思います。子どもの国保均等割の住民負担廃止の具体化についてでございます。

6月議会で均等割の実質住民負担の廃止について、私が町に単独で予算化することを求めた際に、町長は「ただの検討ではなく、前向きに検討する」と答弁をされました。

加えて、実質住民負担の廃止を実施するのに必要な町独自の予算額について、福祉課のほうから654万5千円という回答がありました。単年度予算でみればそれほど大きな額ではないんですけども、子どもの多い世帯からするとですね、暮らしを前進させる上で非常に大事な制度だと思えます。

この半年で、どのような制度設計を行い、いつから実施を考えているのかを答弁を求めたいと思います。

○議長（高橋正博君）

健康福祉課長 奥村忠君。

○健康福祉課長（奥村忠君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

国民健康保険税の子どもに係る均等割につきましては、6月議会でもご説明いたしましたとおり、国におきまして令和4年度から未就学児に係る均等割保険料の軽減措置が導入されることとなっておりますが、6月議会以降、町として独自の軽減措置を上乗せすることについて検討を行ってきております。

現在の状況ですけれども、令和4年度に導入いたします国保の標準システムにつきましては開発が遅れておりまして、国において実施する未就学児に係る均等割保険料の軽減措置に対応する新システムに、先ほど申しました町独自の軽減措置上乗せ分に係る改修を含めたかたちで行えるかどうかにつきまして、現在システム会社との協議について結論が出ておりません。

担当課といたしましては、まずは国の軽減制度を実施するための改修後の標準システムへのスムーズな移行が行えることを前提に、さらに町独自の軽減措置をシステムに加えることができるかどうか、また、その実施時期や実施規模につきまして検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（高橋正博君）

福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

今、システムの話は福祉課のほうから答弁があつてよく分かったんですけども、前向きに進めていくというふうに答弁された町長としてはですね、4月からの未就学児までの無償ということと併せて、その後ですね、どういうふうに具体化を、前向きに進めるということは具体化をするということになりますので、放置するというのではない。これは、はっきりしていますので、どのように具体化を進めていこうというふうに考えておられるのか。具体的に言えないところもあると思うんです、システム上の問題で。だから、考え方として答弁いた

だけたらと思うんですけども。

○議長（高橋正博君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

これ当然、全国の話でございますし、町村会であります。それから、知事会もあつたりだとか、市町会とかもあります。当然ですね、対象年齢であつたりだとか、軽減割合の拡大というのがどこまでできるのかというのは、当然求めておりますので、今後もいろいろなところでですね、いろんな会で機会を通じてですね、要望して、早く皆さまにお示しできるようにしたいと思います。

○議長（高橋正博君）

福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

質問の趣旨と、また答弁が合っていないと思うんですけど、市町村長会とか、それから医師会のほうからこの意見が上がってるのは知ってるんです。上げてことで終わりじゃなくて、私が前回質問したときに町単独でですね、町が負担することによって、住民の負担を廃止してほしい。18歳までの子どもの均等割を廃止する、実質上の負担の廃止ということを求めた際に、前向きにやると言われたんですね。だから、国がどうこうじゃなくて、町村会がどうこうじゃなくて、土庄町として具体的にやると言ってるわけですから、土庄町として三枝邦彦さんがどういうふうにしようとしているのかっていうことをお尋ねしてるんです。

システム上の話はさっき聞いたから、そこはいきなりはできないということは分かりました。

三枝邦彦さんがこの問題に対して、福祉の向上という部分でどういうふうにしたいと思ってるかという自分の意思をお示ししていただきたいということでご質問したんで、そこを具体的にお話していただけたらなというふうに思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（高橋正博君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

今、現在はですね、まだ正式には何歳からだとか軽減割合が何割とか正式には決定はしておりません。自分自身でもですね。できるだけ皆さんの要望を聞きながらですね、そのあたりは決めていきたいと思います。当然、これ町独自の話と町村会また市町会も連携を当然取るところも、これから出てくると思います。

○議長（高橋正博君）

福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

連携を取るところもこれから出てくるとおっしゃってるんですけど、もうすでに連携やってるんですよ。連携やってる中で、町単独でどうするかということが問われてるんで、ずっと質問してるんです。

6月に町長は前向きに、ただの検討じゃなく前向きに検討するっていうふう具体的にしゃったんで、私は「すごい前向きな答弁されたな」と思ったんで今回の質問に移って、どういうふう具体化を進めているか、いこうとしているかということをお聞きしてますので、ちょっと中身のない答弁に対しては非常に残念だなと。本当に具体化しようという意識があるのかな。町長も含めて検討してきているのかなという疑問は持たざるをえないなというところがあります。そこはやっぱり、ぼやとした話じゃなくてですね、18歳までの負担の廃止というところですね、町長自身が腹案をしっかり持って、システム変更の後には、どこまでには最大限やろうとか、ということをきちんと示していくということが前向きに検討することだと私は思いますので、そこをしっかりと示していただけないかと思いたいです。答えがなかったんで、これ以上言うても、そもそも考えがないんだろうということで、この質問については終わらせていただけないかと思いたいますけども、今後もやっぱり真剣に考えていただいて、子どもの均等割の実質負担の廃止、18歳まで廃止するところでは取り組んでいただきたい、本気で取り組んでいただきたいということを求めたいと思います。

3番目の質問に入ります。親が町税を滞納している世帯の子どもに対し、制度利用に制限をかける仕組みっていうのは、もうやめるべきじゃないかということで、これはもう教育委員会、教育長としっかり議論していきたいと思ってるんですけども、現在、土庄町では、義務教育を修了し、高校や大学等へ進学を希望する子ども、学生に対して奨学金を支給する制度を設けていますが、保護者である親が、何らかの理由で町税を滞納すると、子どもが奨学金を受けられない仕組みになっています。この仕組みは奨学金だけにとどまらず、コロナ対策関連の支援金の支給にも適用されました。

子どもが町の制度を利用する際に親の生活状況、経済状況によって制度を利用することが妨げられる、こういうことはあってはならないと思います。即時この仕組みは撤回するように求めたいと思います。

そこで教育長に聞きたいと思うんですけども、最近注目されている言葉で「親ガチャ」という言葉があるんですけども、この言葉の意味とですね、現在のですね「子どもの貧困」について、どのように認識をされているか、認識をお伺いしたいと思うんですけども、時間の関係もありますので、できるだけ短め

にお願いできたらと、要点絞ってお願いしたいなと思います。

○議長（高橋正博君）

下地教育長。

○教育長（下地芳文君）

福本議員の質問にお答えいたします。

まず、「親ガチャ」ということなんですけれども、なかなか非常に最近の言葉でありますので、抽選式のアイテムの「ガチャ」というのがあると思うんですけれども、「ガチャ」と同じで、子どもがどんな家庭環境に生まれてくるかということは自分では選べないというようなことの意味を持っているというふうに理解しております。

これを基にして、「子どもの貧困」ということにつながっていくと考えると、親の貧困であったりとか、例えば、家族や兄弟の介護をしなければならない「ヤングケアラー」というのがこの頃、話題になっておりますけれども、そういうような家庭環境、親の負の要素を子どもたちが受け継いでいる。そういうような家庭で子どもたちがいるという、そういうような認識を持っております。

○議長（高橋正博君）

福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

今、教育長から簡潔にお答えをいただきました。まさにそのとおりで、子どもは親を選べないと。産まれてくるときに、ということで、特に今景気の悪い中で、親がですね、子供の進学のためにお金を出してあげることが非常に難しかったりとか貧困が広がっているということなんですけれども、そういう中でですね、親がやっぱり何らかの理由、さっき病気の話も出ましたけれども、税金を滞納せざるをえなくなったとき、そういうときに子どもが進学したいと言ったときにですね、奨学金を借りられないというのは、私はこれはね、日本国憲法上の人権の問題だというふうに感じております。

その角度からちょっと問いたいと思うんですけど、日本国憲法第3章第11条は、国民はすべて基本的人権の享有を妨げられないこと、そして基本的人権は侵すことのできない永久の権利であることを定めています。その上で13条では、国民はすべて個人として、個人として尊重されることを明記しています。基本的人権というのは、個人にあって、妨げられない権利であって、何人たりとも侵すことのできない永久の権利である上に、国や行政に対しては、ここで最大限に、ここで個人の権利を尊重するように、ということが憲法では定められております。

つまり、親にも、それから行政にも子どもの個人の権利というのは妨げられないということが明記されているわけなんですけれども、憲法に基づいて定められる

のが地方自治体の制度でありますけども、憲法の理念と正反対の仕組みっていうのがですね、これ持ち込まれることというのは、明確な憲法違反であって、子ども個人としての権利を、教育を受けるために奨学金を受けるという権利ですね、それが親と関連して侵害されるという行為は、私はこれは今の憲法には逆行する憲法違反だというふうに思うんですけども、教育長の考えはいかがでしょうか。

○議長（高橋正博君）

教育総務課長 佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

教育長にご質問なんですけど、制度に関わるものなので私から答弁させていただきます。

大学生等への奨学金の趣旨について述べさせていただきますと、日本国憲法第26条第1項には「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」と定めております。

現在、大学等の高等教育には高額な学費が必要となるため、土庄町では経済的理由により修学が困難である学生等に対し、「教育の機会均等」や「人材育成」の観点から経済的支援として奨学金を支給しています。よって、憲法26条第1項に基づいた「ひとしく教育を受ける権利」を実効化するというような意味で実施しているのが、この奨学金制度と理解しております。

しかし、この奨学金の制度上、奨学金の返済が次の奨学金の貸し付けの原資になっているということから、奨学金の返済が滞った場合には、次の世代の子どもたちの奨学金の貸し付けを行うことができない。ひいては奨学金制度の維持が困難になるということになります。

そのためには、支給した奨学金を延滞なく、遅滞なく、返済を受けることが重要になってきますが、奨学金の支給を決定する時点、申し込みの時点では親等の連帯保証人の信用以外に、お金が返ってくるという判断する材料がありません。よって、現在の制度では、やむを得ず納税証明書等の書類添付をお願いしていると、このような次第です。以上です。

○議長（高橋正博君）

福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

憲法ではですね、行政における制度の利用というのは、権利は個人にあるんですね。先ほど私、言いましたけども。今、課長がおっしゃった親の収入を見て貸すか貸さへんかを考えると、返してもらえるかどうかということに基づいてるっていうのは、世帯によって物事を決めてるんですよ。これね、ちょっと行政上、まだ根強く残ってる問題として「家制度」、戸主性という大日本帝国憲

法の基での権利というものの考え方が根強く残ってるんじゃないかなと私は思うんです。

今の憲法は親がどうであれ、国の制度とか、それから行政の制度とかっていうのは、個人として受ける権利があるんだということを憲法では謳ってるんで、そこはね、ちょっと誤解があるんじゃないかなと思うんです。それとね、私の考え方なんで、どう考えるかということなんですけど。

それとね、返してもらえるかどうかを基準にというふうにおっしゃった。確かに大事なことはあるんですけど、はて地方自治体の行政全体を見たときにお金が返ってくるかどうかで進めている行政って、いったいどのくらいあるんじゃないかなと考えたときに、返ってこないということも含めて、いわゆる性善説で、「この子が大きくなって、自分で働いてちゃんと返してくれる」っていうことに期待をして、貸すとか制度を実施するという制度っていっぱいあると思うんですよ。

例えば、橋一本架けるにしても、「ここの橋、わし使わへんが」と、「たぶん一生の内、一回も通らへんわ」という橋に、「私の税金が使われるのは困るわ」というような意見だったときに、「税金ってそもそもそういうもんじゃなしよと。全体を底上げしていくために使うもんでしよと」というかたちで町は説明すると思うんですね。

介護保険制度を例にあげて言いますと、介護保険料って私たちみんな払ってると思うんですけど、介護保険を利用せず、亡くなった場合は1円も返ってこないんですよ。でも、払い続けられない。行政とか税金の仕組みって、そういう返ってくるか返ってこうへんかっていう仕組みで成り立ってるものじゃないんです、そもそも。

だから、この奨学金を貸すか貸さないかというところだけに、この仕組みを入れて、この子どもには貸します、この子どもには貸せませんっていうことをね、やってしまうと現実的に子どもが進学できなくなったりとか、ということが起こるんですけども。こういうやり方っていうのは、本来の行政の在り方からすると、違うんじゃないのかと私は思うんですけども、どう思われますか。返すか、返さないかということが決定的な話に今なってますけど、例えば、貸してて、返さんとあかんのですよ、貸す以上はね。「返してね」っていうことを、しっかりと行政が働きかけて、何年かかってもやっぱりちょっとずつでも返してもらおう努力というのは、行政がすべき仕事やと思うんです。そこ子どもを信用する、町の子どもの信用してやるっていうことについては、考え方としてお聞きしたいんですけど。これは、別に教育長でも教育総務課でもいいんですけど、どう思われますか、考え方として。

○議長（高橋正博君）

教育総務課長 佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

福本議員のおっしゃることはよく分かるんですが、先ほども言いましたように教育を等しく受けれるという、今の子どもが等しく受けれるというのではなくて、今の子ども、将来の子ども等しく受けれる、そういうことを想定したのがこの制度。この奨学金制度は約 3000 万ぐらいの資金の中で運用しています。ですからその 3000 万に滞納ができる、当然先ほど言ったように次の子が借れない。ですから、そのサイクルをうまく回していくっていうことが、もともとのこの制度の基本にありますので、こちらとしては教育を受ける権利が享受できる、そういう環境を作っている、そういう制度設計にはなっています。ですから、そういうことから考えますと、滞納を防ぐというのがもう大前提となってきますので、納税証明書とか連帯保証人はやむをえないというような結論になるのかと思います。以上です。

○議長（高橋正博君）

福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

滞納を防ぐということについて、どうやって防ぐかということなんですけど、それを親の収入とか親の滞納状況とかで線引き、足切りしちゃうんじゃないで、さっきも言うたように、返すことの意義っていうのをきちっとやっぱり学生さんに伝えて、学生さんとの連携を行政としてとって、仕事は増えると思います。でも、どの奨学金もやっぱそうやってやってるんですよね。連絡とって、「貸したんだから、返してこんのは当たり前や」じゃなくて、「返してくださいね」と、ましてや行政だから特に親身になってね、「今、返せへんのや」ってなったら、毎月 1 万円とか 5 千円とか、そういうような一般の奨学金より、もっと親身になって対応していくと。どうしても返せへんとか、亡くなってしまう人もいないですか。そういう人については、どうしても欠損処理しないといけなくなってくるじゃないですか、そういうのは、そういう実情に合わせて欠損処理も適用して、ということがやっぱり、行政が進めていく奨学金の在り方としては一番ふさわしいんじゃないかなというふうに思うんです。

憲法の話もしましたが、もちろん憲法というのはありますけど、それそうなるから行政的にせえとかいうよりも、僕は土庄町のね、教育委員会の福祉の心っていうのを信頼したいと思ってるんです。そういう意味で考えていただけたらと思うんですけど、そこで 1 つ国際的な権利条約というところで「子どもの権利条約」というんがあるんですけど、子どもの権利条約はご存知ですかね。内容聞いても、時間の関係もありますんで、1989 年第 44 回国連総会で採択されて、日本政府は 1994 年にこれを批准しています。

子どもの権利条約っていうのは、18歳未満の子ども、児童を、権利を持つ主体として位置付けて、大人と同様、一人ひとりを人間として人権を認めるとともに成長の過程で特別な保護や配慮が必要な場合、これを受ける権利があることを定めています。

具体的に教育を受ける権利としては第28条で、国はすべての子どもが小学校に行けるようにしなければならないと、さらに上の学校に進学したいときには、全員にチャンスが与えられなければならないというふうに、この子どもの権利条約は定めているんですね。ここでいう国というのは、べつに政府の話だけじゃないです。国、県それから地方自治体も含めて、全体で公助でカバーしてくださいということなんですけども、そういう意味では26条ではですね、もう一つね重要なことを言ってる。子どもの権利条約の26条で、もう一つ大事なことを言ってるんですけども、そこではね、子どもの家庭の経済状況に触れてるんです。家庭状況により子どもが教育を受ける権利を行使する上で、公助を必要とする場合、公的機関が公助で権利を保障することが重要だということも定めております。

再度申しますけども、こんな立派な子どもの権利条約を1994年にすでに日本政府はもう批准をして、国際社会に対してこういう方向で日本は進みますよという宣言を行っているんですね。ということはですね、それと子どもの権利条約と、それから日本国憲法の個人の権利ということのを併せて考えるとですね、そこに基づいて作られている土庄町の奨学金制度というのは、やっぱり僕が言ったみたいに子どもを信頼してですね、まずは貸すと。子どもが成長して大学卒業していく中でつながりを持って、しっかりとまた集めていくという、そういう姿勢が示されているというふうに思います。

これ1回、2回、3回と質問してきましたけども、1回で答えが出しにくい分野でもあると思うんですけど、実現するまで私はこれは質問を続けていきたいと思えますし、教育委員会でもぜひ、そういう憲法と子どもの権利条約の精神からこの制度の改善を図っていただきたいということを重ねて訴えまして私の質問を終わりたいと思えます。

○議長（高橋正博君）

これにて、一般質問を終了いたします。

休憩

○議長（高橋正博君）

ここで暫時休憩いたします。再開は12時40分をお願いします。

休 憩 午後 0 時 35 分

再 開 午後 0 時 40 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 1 2 1 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（高橋正博君）

再開いたします。

討論、採決（議案第 1 号～議案第 13 号）

○議長（高橋正博君）

日程第 3、議案第 1 号 令和 3 年度土庄町一般会計補正予算（第 3 号）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

8 番 福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

反対討論を行います。

特別職以外の一般職員の期末手当の減額に反対をいたします。

コロナ禍で職員の仕事量は明らかに増えております。その点から考えれば、期末手当は増額こそすれ減額など理由が立たないと思います。

人勸が減額の理由とする民間賃金との比較、バランスによる減額は不毛なガ

ス抜きであり、社会全体の未来を閉ざす考えだと言わなければなりません。公務労働者の賃下げは新たな民間労働者の賃下げにつながります。賃下げスパイラルは貧困の拡大につながります。

今やるべきことは民間賃金の引き上げであり、中小企業の支援と一体に最低賃金の引き上げを行うことです。町職員の賃下げではなく、民間の賃上げこそ努力すべきが政治の課題です。

日本共産党は職員の期末手当減額の予算に反対をいたします。

○議長（高橋正博君）

賛成討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

7番 濱野良一君。

○7番（濱野良一君）

私は、賛成の立場から討論いたします。

人事院勧告制度は、社会情勢を反映して、民間との給与格差を調整するために行われるものであります。また、人事院勧告の意義や役割を考えますと、勧告を尊重すべきであるというふうに思います。これは、職員の給与を下げる場合もありますけども、上げる場合もございます。

そういうふうなことを鑑み、また、議案第1号で十分審議された後に、賛成多数で承認されておりますので、賛成をいたします。

○議長（高橋正博君）

ほかに、討論ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

2番 鈴木美香君。

○2番（鈴木美香君）

私も反対討論します。

議案第1号、一般会計補正予算に反対します。その理由は3点あります。

まず、人事院の勧告による期末手当減額の件で、昨年から引き続きコロナ禍による住民対応のため、通常業務に増して心身ともに職員の負担が増えたと容易に想像できます。そんな頑張りに対して、手当の減額は不当だと考え反対します。

2点目、瀬戸内国際芸術祭事業の委託料の件で、コシノジュンコ氏の作品に対し、作品制作、管理、設置などに800万円も町費から出費することが疑問で妥当と思えず、また、予算を使う優先順位が違うのではないかという点から反対します。

3点目、総合福祉会館の件で、利用している町民の意向も聞かず、ないがしろにした決定過程であり、その運用を変更するために発生する国への補助金の返還なので反対します。以上です。

○議長（高橋正博君）

ほかに、討論はありませんか。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

ほかにないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第1号については、反対がありますので起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高橋正博君）

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

日程第4、議案第2号 令和3年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

8番 福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

一般会計同様に、特別職以外の一般職員の期末手当の減額に反対をいたします。

反対理由は、一般会計と同様です。

○議長（高橋正博君）

賛成討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

7番 濱野良一君。

○7番（濱野良一君）

この件も、先ほども申し上げましたとおり、人事院勧告は、その趣旨を鑑み

て、尊重すべきものだという立場から賛成をいたします。

○議長（高橋正博君）

ほかに、討論ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

2番 鈴木美香君。

○2番（鈴木美香君）

一般会計補正予算の関係と同じで、コロナ禍で業務過多なのに減額は不当だと考え反対します。

○議長（高橋正博君）

ほかに、討論はありませんか。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

ほかにないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第2号については、反対がありますので起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高橋正博君）

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

日程第5、議案第3号 令和3年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

8番 福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

本件についても、特別職以外の一般職員の期末手当の減額に反対いたします。理由は同じです。

○議長（高橋正博君）

賛成討論の発言を許します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長 (高橋正博君)

7番 瀨野良一君。

○7番 (瀨野良一君)

先ほども申しましたとおりで、理由は同じで賛成をいたします。

○議長 (高橋正博君)

ほかに、討論はありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長 (高橋正博君)

2番 鈴木美香君。

○2番 (鈴木美香君)

私も同じく、コロナ禍で特に厳しい状況が続く中、現場職員の頑張りによるところが大きいと思われる中の減額は不当だと考え、反対します。

○議長 (高橋正博君)

ほかに、討論はありませんか。

(発言者なし)

○議長 (高橋正博君)

ほかにないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

○議長 (高橋正博君)

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第3号については、反対がありますので起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 (高橋正博君)

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長 (高橋正博君)

日程第6、議案第4号 令和3年度土庄町福祉サービス事業特別会計補正予算(第2号)について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長 (高橋正博君)

8番 福本耕太君。

○8番 (福本耕太君)

こちらも一般会計同様、特別職以外の一般職員の期末手当の減額に反対いたします。

理由は同じです。

○議長（高橋正博君）

賛成討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

7番 瀨野良一君。

○7番（瀨野良一君）

賛成の理由も先ほど申し述べたとおりでございます。以上です。

○議長（高橋正博君）

ほかに、討論ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

2番 鈴木美香君。

○2番（鈴木美香君）

私も同じく、コロナ禍でオーバーワークと思われる中での手当の減額は反対します。

○議長（高橋正博君）

ほかに、討論はありませんか。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

ほかにないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第4号については、反対がありますので起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高橋正博君）

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

日程第7、議案第6号 土庄町国民健康保険条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（高橋正博君）

反対なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 6 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

日程第 8、議案第 7 号 土庄町公共下水道条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 7 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

日程第 9、議案第 8 号 土庄町都市下水路条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 8 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

日程第 10、議案第 9 号 土庄町公民館使用料条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 9 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

日程第 11、議案第 10 号 土庄町働く婦人の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

2 番 鈴木美香君。

○2 番（鈴木美香君）

町民の意向をないがしろにした決定であり、運用変更は認められないと考え、反対します。

○議長（高橋正博君）

賛成討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

3番 福本達雄君。

○3番（福本達雄君）

議案第10号につきましては、教育民生常任委員会に付託され、十分に審議した結果、委員会として原案のとおり可決すべきものと決定しておりますので賛成いたします。

○議長（高橋正博君）

ほかに、討論ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

8番 福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

十分な審議がされていたのであれば、住民の方から納得があったと思うんですけども、住民の方から継続して使いたかったという声が上がっている以上、拙速に実行するという事は、民主的なプロセスということから見ると、そうではなかったのではないかなと考えます。プロセスとして、こういうやり方はおかしいと考えますので、反対いたします。

○議長（高橋正博君）

ほかに、討論ありませんか。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

ほかにないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第10号については、反対がありますので起立によって採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高橋正博君）

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

日程第 12、議案第 11 号 土庄町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

2 番 鈴木美香君。

○2 番（鈴木美香君）

土庄町老人福祉センターは、そもそも老人福祉が目的の建物であり、多くの町民が活動していたところ、強制的に排除した上での運用変更なので、到底認められません。以上、反対します。

○議長（高橋正博君）

賛成討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

3 番 福本達雄君。

○3 番（福本達雄君）

議案第 11 号についても、教育民生常任委員会に付託され、十分に審議した結果、委員会として原案どおり可決すべきものと決定しておりますので賛成いたします。

○議長（高橋正博君）

ほかに、討論ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

8 番 福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

住民の理解が得られないまま進められたという経過があります。プロセスとして、民主的ではないと判断いたしますので、反対いたします。

○議長（高橋正博君）

ほかに、討論ありませんか。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

ほかにないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 11 号については、反対がありますので起立によって採決いたします。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（高橋正博君）

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

日程第 13、議案第 12 号 工事請負契約の締結について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 12 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

日程第 14、議案第 13 号 令和 3 年度土庄町一般会計補正予算（第 4 号）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 13 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議員の派遣

○議長（高橋正博君）

日程第 15、議員の派遣についてを議題といたします。

議員の派遣についての申出書が提出されております。詳細については、印刷配布のとおりであります。

議員の派遣については、土庄町議会会議規則第 126 条の規定により、議会の議決を経ることになっております。

お諮りいたします。お手元に配布いたしておりますとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり、議員を派遣することに決しました。

閉会中の継続調査申出

○議長（高橋正博君）

日程第 16、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

土庄町議会会議規則第 74 条の規定により、各委員会の委員長からお手元に配布しております申出書のとおり、閉会中の継続調査申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出書のとおり、継続調査に付することに決しました。

閉会

○議長（高橋正博君）

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これにて令和3年12月土庄町議会定例会を閉会いたします。

誠に、お疲れさまでした。

閉 会 午後1時00分

地方自治法第 123 条第 2 項による署名議員

土庄町議会議長（高橋正博）

同議員（三木俊明）

同議員（濱野良一）